

令和5年第1回

三重県議会定例会会議録

(2 月 21 日)
(第 3 号)

第3号
2月21日

令和5年第1回

三重県議会定例会会議録

第 3 号

○令和5年2月21日（火曜日）

議事日程（第3号）

令和5年2月21日（火）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔代表質問〕
- 第2 議案第3号から議案第50号まで
〔質疑、委員会付託〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第3号から議案第50号まで

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	49名		
1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎
7	番	山 崎	博
8	番	中瀬古	初 美

9	番	廣	耕太郎
10	番	下野	幸助
11	番	田中	智也
12	番	藤根	正典
13	番	小島	智子
14	番	野村	保夫
15	番	木津	直樹
16	番	田中	祐治
17	番	野口	正弘
18	番	倉本	崇道
19	番	山内	道明
20	番	山本	里香
21	番	稻森	稔尚
22	番	濱井	初男
23	番	森野	真治
24	番	津村	衛
25	番	杉本	熊野
26	番	藤田	宜三
27	番	稻垣	昭義
28	番	石田	成生
29	番	村林	聡人
30	番	小林	正富
31	番	服部	孝
32	番	谷川	豊
33	番	東	隆尚
34	番	長田	英介
35	番	奥野	智
36	番	今井	広

37	番	日 沖	正 信
38	番	舟 橋	裕 幸
39	番	三 谷	哲 央
40	番	中 村	進 一
41	番	津 田	健 児
42	番	中 嶋	年 規
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
49	番	館	直 人

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂 三 雅 人
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	前 川 幸 則
書 記 (企画法務課長)	小 野 明 子
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹 宴
書 記 (議事課主幹)	櫻 井 彰
書 記 (議事課主査)	辻 昌 平

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人

防災対策部長	山 本 英 樹
戦略企画部長	安 井 晃
総 務 部 長	高 間 伸 夫
医療保健部長	中 尾 洋 一
子ども・福祉部長	中 村 徳 久
環境生活部長	中 野 敦 子
地域連携部長	後 田 和 也
農林水産部長	更 屋 英 洋
雇用経済部長	野 呂 幸 利
県土整備部長	若 尾 将 徳
最高デジタル責任者	田 中 淳 一
デジタル社会推進局長	三 宅 恒 之
医療保健部理事	小 倉 康 彦
環境生活部廃棄物対策局長	小見山 幸 弘
地域連携部スポーツ推進局長	山 川 晴 久
地域連携部南部地域活性化局長	下 田 二 一
雇用経済部観光局長	増 田 行 信
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	山 口 武 美
病院事業庁長	長 崎 敬 之
会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員	村 田 典 子
警 察 本 部 長	難 波 正 樹

代表監査委員	伊藤隆
監査委員事務局長	紀平益美
人事委員会委員長	降旗道男
人事委員会事務局長	天野圭子
選挙管理委員会委員	野田恵子
労働委員会事務局長	中西秀行

午前10時0分開議

開 議

○議長（前野和美） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（前野和美） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

2月15日までに受理いたしました請願6件は、お手元に配付の文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

なお、陳情の受付状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

請 願 文 書 表

(新 規 分)

戦略企画雇用経済常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 58	<p>(件 名) 政府の軍事拡大政策への反対を求めることについて</p> <p>(請願趣旨) 岸田内閣は「安保3文書」(国家安全保障戦略・国家防衛戦略・防衛力整備計画)を閣議決定し、軍事費をGDP比で現在の2倍、向こう5年間で43兆円という方針を公表した。 現在の日米同盟の下での「台湾有事」を想定した軍事の拡大政策は、東アジアの緊張をいっそう高める怖れがある。「先制攻撃」も可とするわが国の「敵基地攻撃(反撃)能力」の保有は、戦後わが国が国是としてきた「専守防衛」原則からの大転換となる。 2015年の「安全保障関連法」の成立により、わが国が他国から攻撃されていない場合でも、もしアメリカが戦争をすれば、わが国も集団的自衛権の行使として戦争に巻き込まれてしまう。憲法9条をもつわが国は戦争を準備するのではなく、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」独自の平和外交を推進すべきであると考えます。 また巨額の軍事費の財源は、私たち国民からの増税および社会保障費などの暮らしに密着した予算の削減を伴わざるを得ない。これ以上の負担増は困る。 政府の軍事費の倍増と国民の負担増に反対される意見書を提出していただくようお願いする。</p> <p>(請願項目) 1. 「安保3文書」撤回の意見書を国の関係機関に提出していただくこと。 2. 軍事費の倍増と国民の負担増に反対の意見書を国の関係機関に提出していただくこと。</p>	<p>津市乙部14-18 三重県平和委員会 田中 茂実</p> <p>(紹介議員) 山本里香 稲森稔尚</p>	5年・2月

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 59	<p>(件 名) 「より良い保育」のために制度改善・支援を国に求めることについて</p> <p>(要 旨) 一、国の保育士「定数配置基準」の抜本的な改善を国に働きかけること。 一、公民給与格差をなくし、全国どこで働いても保育士給与が同等となるような支援を、国に求めること。</p> <p>(理 由) 昨年「保育士による園児の虐待」「送迎バスの子どもの置き去り死」など胸痛む事件が発生している。マスコミでも大きく取り上げられ、国民の関心ごと・心配ごとになっている。国や県・市も送迎バスのチェックシステムの支援などがすすめられているが、根本的な課題解決のための取り組みが必要である。 そこで、「保育アンケート実施の会」では、QRコードによる「より良い保育めざすアンケート」を実施し、現場での切実な声が多く寄せられている。保育制度自体の改善が強く求められている。 特に、「4歳5歳の配置基準」は70年以上改善されず、保育士の大きな負担になっている。虐待等、事件・事故の原因とも言われている。国の保育士「定数配置基準」の抜本的な改善が必要である。 保育士の給与が、労働者給与の中で低くなっていることが問題とされながら、いっこうに改善されない。また、公立園と民間園で大きな格差がある。保育士不足の一因ともなっている。少子化対策としても、全国どこで働いても給与が同等となるように国へ働きかけていただきたい。</p>	<p>津市寿町7-50 みえ平和と労働会館内 三重県労働組合総連合(みえ労連) 議長 新家 忠文</p> <p>四日市市西日野町八幡1551-1 ことり保育園内 三重県保育団体連絡会 会長 後藤 剛</p> <p>(紹介議員) 山本 里香 稲森 稔尚</p>	5年・2月
請 60	<p>(件 名) 新型コロナウイルス感染症から国民の命を守る対策の強化を求めることについて</p> <p>(請願趣旨) 新型コロナウイルス感染症は日本国内で感染が認められてから3年が経過したが、第8波の感染拡大にみられるようにいまだに感染拡大は続いて</p>	<p>津市柳山津興1535-23 三重県社会保障推進協議会 会長 林 友信</p> <p>(紹介議員) 山本 里香</p>	5年・2月

<p>おり、入院もできずに自宅で放置されて死亡される状況が出ている。そうした中で岸田首相は新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを、今春に季節性インフルエンザと同等の「5類」に引き下げることを選んだ。まだまだ深刻な状況が続いているにもかかわらず「5類」への引き下げだけが先行しており、コロナ感染症は風邪と変わらないというようなイメージを与え、感染状況をさらに悪化させることが懸念される。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の「5類」への移行に向けては、感染状況や医療現場の実情の把握、科学的な根拠に基づいた検討を行い、その対策を強めていくことが求められており、「5類」への移行ありきでは国民の命を守ることはできない。</p> <p>三重県議会として、「5類」への拙速な移行をするのではなく、新型コロナウイルス感染症から国民・県民の命を守るために以下の内容の意見書を採択し、国に提出していただくよう請願する。</p> <p>(請願項目)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 感染者が適切な医療が受けられるよう、パンデミックが収束するまでは、医療費の公費負担を継続すること 2. 国の責任で必要な診療体制を整備し、現場に対し、人的・財政的支援を徹底すること 3. 公衆衛生部門や検査体制の強化など、感染の再拡大に対応し得る対策を整備すること 4. 感染症診療の現場の状況を正しくつかみ、必要な情報をリアルタイムに国民に周知すること 	<p>稲 森 稔 尚</p>	
--	----------------	--

防災県土整備企業常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
<p>請 61</p>	<p>(件名) オスプレイの明野駐屯地飛来の差し止めと常駐使用をさせないことを求めることについて</p> <p>(請願趣旨) 2023年1月防衛省東海防衛支局は「陸上自衛隊V-22オスプレイの今後の運用について」という通知を出した。同通知により、同年1月23日、木更津駐屯地から自衛隊オスプレイが明野駐屯地に飛来した。さらに同通知には「明野駐屯地におい</p>	<p>津市乙部14-18 三重県平和委員会 田中 茂実</p> <p>(紹介議員) 山 本 里 香 稲 森 稔 尚</p>	<p>5年・2月</p>

	<p>ても年間数回程度の飛行を見込んでおり」とあり、明野駐屯地の継続使用を表明している。</p> <p>オスプレイはその開発当初から事故が相次ぎ、構造的な欠陥を抱えていると言わざるを得ない。昨年には米軍みずからオスプレイ全機の地上待機を命じた。しかしその原因も明らかにされないうちに9月に待機は解除され、飛行が再開された。</p> <p>私たちはこの危険なオスプレイが、住民の頭の上を飛び回ることには恐怖を覚える。また操縦されている自衛官もいつ故障が起き重大事故になるかという心配を抱えていると推察される。</p> <p>事故が起きてからでは取り返しがつかなくなる。事故が起こる前に危険なオスプレイの明野への飛行をやめさせ、明野駐屯地にオスプレイが常駐することがないよう、国の関係機関に県としての意見書を提出いただくようお願いする。</p> <p>(請願項目)</p> <p>垂直離着陸機オスプレイの明野駐屯地への飛来の差し止めを、また、同駐屯地をオスプレイの常駐基地としないよう、国の関係機関に意見書を提出していただくこと</p>		
--	--	--	--

教育警察常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 62	<p>(件名)</p> <p>学校給食及び昼食における「心身の健康の増進と豊かな人間形成」の実現を求めることについて</p> <p>(請願要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> 三重県の学校・園において、黙食緩和に伴い、学校給食法、食育基本法の目的・目標を考慮した対応がなされるよう各市町教育委員会へ繰り返しの周知を行っていただきたい。 <p>(請願理由)</p> <p>既に黙食緩和が三重県からの通達によりなされている地域において、感染症流行レベルの差や感染対策に重きを置いて真摯に取り組みをなされていることにより、各学校によって黙食緩和に対する判断が分かれる結果を生み出している。</p> <p>給食の時間は重要な学校教育活動だが、この約</p>	<p>四日市市東阿倉川 808-3 全国有志子どもを思う会 三重支部代表 片山 愛里</p> <p>(紹介議員) 川 口 円 中瀬古 初美 小 島 智子 稲 垣 昭義</p>	5年・2月

	<p>3年間は食事中に感染しないさせないマナーとして《会話を控える、対面にはしない等》に重点が置かれてきた。これからは感染状況に関わらず《食器や箸の持ち方、並べ方、食事中の姿勢など基本的なマナーを身に付け、楽しい雰囲気の中で会食できるようにする》という孤食及び個食では習得することが困難な食育へ再び着目頂くことで、感染症対策に主眼が置かれ、食育推進とのバランスが崩れる恐れのある現状から、段階的に比重を移して学校給食法や食育基本法に則った《心身の健康の増進と豊かな人間形成》がなされるよう明示頂きたく、請願する。</p>		
<p>請 63</p>	<p>(件名) マスク着用の有無による差別・偏見等防止の啓発及び換気システム導入等に関することについて</p> <p>(請願要旨) 県内の学校・園において、政府よりマスクの有無について、“不要な場面において積極的に外すよう促す等”が示されたことから、今後加速すると予測される“脱マスク指導”を含む、マスクに関わる指導等で、発生すると予見される諸問題を未然に防止し、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行うため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等へ高機能換気設備、二酸化炭素濃度測定器、サーキュレータ、HEPAフィルタ付空気清浄機等の換気システムを導入し、換気方法を段階的に見直すこと。 ・様々な事情がある子どもがいる事から、厚生労働省通達による「本人の意に反して着脱を無理強いすることにならないよう」という一文を県内学校ガイドラインに明記し、周知すること。 <p>上記のことを求める。</p> <p>(請願理由) 文部科学省事務連絡により、マスク着用による“児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘”がされ、“メリハリのあるマスクの着用”が推奨されている。 一方で、「児童生徒等の心情等に適切な配慮をすること」との記載もあり、各家庭で必要とする感染症対策の度合いは異なることや、「保護者は子の第一義的責任を有すること」に配慮し、保護</p>	<p>四日市市東阿倉川 808-3 全国有志子どもを思 う会 三重支部代表 片山 愛里</p> <p>(紹介議員) 川 口 円 中瀬古 初 美 小 島 智 子 稲 垣 昭 義</p>	<p>5年・2月</p>

<p>者や児童生徒に「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いしないこと」を何度でも繰り返し丁寧に伝えて頂き、通達等で周知して頂くようお願いする。</p> <p>教室内の安全性を保ち、心理的不安を解消することにより、常時マスクを必要とする児童生徒とマスクをしない児童生徒が、互いの考えや行動を尊重できるようにしていけるよう学習環境の整備及び学習機会の確保に努めていただきたい。</p> <p>このことにより、今後のマスクの着脱指導で発生し得るいじめや偏見、差別、圧力等を未然に防止し、どのような事情のある児童生徒であっても、安心して集団生活を送れる教育現場を実現していくよう努めていただきたい。</p> <p>またこれらは、厚生労働省や文部科学省の通達にて、繰り返し通達をされている内容であり、早期実現が期待される。</p> <p>加えて、当会で子ども達へアンケートを実施したところ、実際のほとんどの子ども達が、着用の必要がないとされる場面においてもマスクを着用し、学校生活を送っていることが読み取れる。また、様々な理由によりマスクを着用せずに学校生活を送っている子ども達の中には、心情への理解が及ばないことにより深く傷ついている子どもたちも居る。</p> <p>厚生労働省により発出されたリーフレットの、マスクの着脱についての文言において、今後は様々な理由により、マスク着用の有無で傷つく可能性があると想定される。</p> <p>人権教育の指導方法等に関する調査研究会議（第10回議事要旨）では、「教師は人権侵害の加害者にもなり得る」と指摘されており、実際にアンケートからは子ども同士の事例だけでなく、教職員の指導等により、傷つくこともあると言う事実が読み取れる。</p> <p>また同会議では、「教職員の人権意識が最も重要なことである」と言及されており、教職員に求められる感染症対策の負担を軽減し、子ども達の人権意識への配慮に注力を頂けるよう、より一層の環境整備に努めて頂きたいことから、お願いする。</p>		
---	--	--

(継 続 分)

環境生活農林水産常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 53	<p>(件 名)</p> <p>旧統一協会・勝共連合と政治家との癒着究明・被害者救済を求める意見書を求めることについて</p> <p>(請願趣旨)</p> <p>安倍晋三元首相への銃撃事件を機に、政権党や議員と旧統一協会（世界平和統一家庭連合）の癒着が表面化し、大きな社会問題になっている。</p> <p>旧統一協会は、多額の献金の強要、洗脳、靈感商法、集団結婚式などの多くの問題を引き起こし、多数の被害者を生み出してきた反社会的カルト集団である。</p> <p>全国靈感商法対策弁護士連絡会（全弁連）によれば、旧統一協会が「コンプライアンスを徹底した」と主張する2009年以降も被害は続出し、2016年までに64件の相談と金額で7億9150万円に上の被害が報告されている。</p> <p>さらに、法務省は旧統一協会によるとされる被害に関する相談が9月5日から22日までで1317件あり、10月以降も相談窓口を延長している。</p> <p>いまでも多くの被害を発生させているにもかかわらず、政治家が旧統一協会と接点を持ち、関連団体のイベントに出席したり祝電を送ったりしたことが相次いで明らかになっている。さらに、イベント名を「ピースロード」や「留学生日本語弁論三重県大会」などと称し、地方ごとの実行委員会に地元選出の国会・地方議員を取り込んで自治体に「後援」を申請することで、公益イベントであるかのような「お墨付き」を与える結果を生じさせてきた。</p> <p>さらに勝共連合は旧統一協会会員を通じて反共謀略活動を展開し、国政や地方政治で選挙妨害や政治の反動化を進めてきた。</p> <p>以上のことから、以下のような請願項目を求める意見書を関係者に提出することを求める。</p> <p>1. 旧統一協会・勝共連合と政治家の癒着を究明し、関係を完全に断ち切ること。併せて、旧統一協会に対して解散命令を請求すること。</p> <p>2. 専門家や民間団体と連携して、被害者の実態</p>	<p>津市寿町7-50 平和・民主・革新の日本をめざす三重の会 (略称・三重県革新懇)</p> <p>代表世話人 大野 章</p> <p>(紹介議員) 山本里香 稲森稔尚</p>	<p>4年・11月</p>

	<p>把握および被害者救済を早急にすすめること。</p> <p>3. いわゆる「宗教2世」の当事者や親族などが継続して相談できる窓口を国が責任をもって設置すること。</p> <p>4. 学生などが経験・情報不足などによって反社会的な活動に取り込まれることがないように、高等学校、大学などの教育機関による周知・啓発の実施を支援すること。</p> <p>衆議院議長 細田博之 様 参議院議長 尾辻秀久 様 財務大臣 鈴木俊一 様 厚生労働大臣 加藤勝信 様 経済産業大臣 西村康稔 様 内閣官房長官 松野博一 様</p>		
--	---	--	--

代 表 質 問

○議長（前野和美） 日程第1、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。24番 津村 衛議員。

〔24番 津村 衛議員登壇・拍手〕

○24番（津村 衛） おはようございます。

新政みえ所属、尾鷲市・北牟婁郡選挙区選出の津村衛です。議長の許可をいただき、代表質問を行います。

トルコ・シリア地震により、4万人を越す多くの方々が亡くなりました。心から哀悼の意を表するとともに、御遺族の方々や被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

改めて自然の力の恐ろしさ、強大さを目の当たりにしましたし、東海・東南海地震や、津波の発生に備えた県民の命を守る防災・減災の取組の重要性について、改めて認識いたしました。

さらに、新型コロナによる経済への打撃、ロシアのウクライナ侵攻などに端を発する物価の高騰、上がらない賃金等によって家計は厳しくなり、先行きが見通せない状態です。

そんな中ではありますが、地元を元気にしてくれるニュースがありました。

3月に開催されるワールド・ベースボール・クラシック、WBCの侍ジャパンに、尾鷲市出身の阪神タイガース、湯浅京己投手が選ばれました。

2018年にドラフト6位で阪神タイガースに入団し、昨年は45ホールドポイントで最優秀中継ぎ投手に選ばれた湯浅投手ですが、先日、母校の尾鷲中学校の生徒を前に講演いただき、自分が頑張ることで尾鷲が盛り上がるとすごくうれしい、尾鷲の名前が出て観光客が来るようになれば、もっと町がにぎやかになる、と地元への思いも語っていただきました。

華々しい成績の数々を紹介するのは簡単ですが、学生時代、腰痛に苦しめられながらも何度も何度も立ち上がってきたその結果です。暗く重いニュースが続く中で、地元では湯浅投手の活躍に元気づけられていますし、期待、応援せずにはられません。実は、三重県出身者がWBC選手に選ばれるのは初ではないかとも言われています。ぜひ、三重県としても応援をお願いしたいと思います。

それでは、質問に入ります。

一見県政がスタートして約1年半、10年先を見据えた長期ビジョンである強じんな美し国ビジョンみえ、そのビジョンの実現のための5年の中期戦略計画のみえ元気プラン、そして、PDCAサイクルの起点となるプランとしての単年度方針、三重県行政展開方針が示されました。

長期、中期、短期の計画が出来上がり、知事就任後の思いがしっかりと詰まった当初予算編成とそれに伴う組織改編についての説明をいただきました。

当初予算のポイントとして六つの重点事業がありますが、中でも「未来を担う子どもたちを守り育てる」として、みえ子どもまるごと支援パッケージを一番に挙げられたあたりに、一見知事としての思いが込められているのだと思います。

それには触れずに、まず質問させていただくのは、七つ目のポイントとして挙げられた新型コロナウイルス感染症対策についてです。

現在、新規感染者数が減少してきており、日常生活でも様々な要請が緩和され、少しずつ日常を取り戻しつつありますが、今なお医療や介護などの現

場に対応されている全ての方々には心から敬意を表します。

今回、当初予算では、新型コロナウイルス感染症対策の防疫対策事業として、医療提供体制の確保や検査体制の確保、ワクチン接種の促進として551億4500万円が計上されています。

国は、3月13日からマスク着用は個人の判断に、また、5月8日からは新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類を、現在の2類相当からインフルエンザと同様の5類に引き下げることを決定いたしました。

それに伴い、既に東京都では無料検査や宿泊療養施設の廃止、高齢者や重症化リスクの高い患者への医療提供体制の継続など、5類への移行後の対応を決めています。

では、三重県では5月8日以降、どのように変化していくのでしょうか。

県民の方々からは、それぞれの現場から疑問や不安や戸惑いの声を多く聞きます。

例えば、医療提供や検査体制、ワクチン接種などはどうなるのか。濃厚接触者や自宅待機に対する考え方や、毎日発表されている新規患者の発生状況など、どう変わっていくのか。

これまで飲食店等で取り組まれてきたあんしんみえリアや様々な支援制度、スポーツやイベントや祭りや旅行支援はどうなるのか。ワクチン接種証明書、あるいは陰性証明書の提示の必要性はどうなるのか。また、5類に移行したからすぐにお客さんが戻るとは考えにくく、先行きが見通せない。コロナ禍により大きな打撃を受けた経済活動をどう支え、発展させていくのか。

また、学校ではこの3年間、給食での黙食や学校行事の中止や延期、規模の縮小、部活動での大会の中止や延期、マスク着用での学校生活を強いられて、入学から卒業までの3年間をマスクで過ごすことになった児童生徒たちを取り巻く環境はどう変わるのか。また、この3年間の自粛生活から5類に移行したときに、子どもたちの戸惑いや不安にどう向き合っていくのか。

そんな様々な声をいただきます。

5月8日以降、社会は大きく変化します。コロナ禍前に戻すのではなく、

コロナ禍を経て新たな社会様式に変えていかなければいけません。そのためにも、県として考え方や方向性をできるだけ早期に県民の方々に示し、5類への移行後の新しい社会様式にできるだけスムーズに移行できるように、取組を進める必要があると考えます。

3年間かけて変化してきた今の生活様式を変えるわけですから、県民の期待と不安は当然です。それを払拭できるのは、不安に寄り添い、生活や経済を支える知事の熱意とリーダーシップ、適切なタイミングでの丁寧で分かりやすい情報発信であると思います。

まずは、5類へ移行する新たな社会様式に向けての思いや取組、決意について、知事の方をお聞かせください。また、5類への移行後、医療体制、経済活動、学校での現在の取組がどのように変化するのか、また、現状の課題や問題をどのように把握し、今後、対応を行っていくのかをお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） この3年間、三重県だけではなく日本全体が、いや、世界全体が新型コロナに苦しんでまいりました。

三重県では、私が就任してからでありますけれども、第5波の収束の時期でありましたが、新型コロナへの戦い方を模索して、四つの柱を打ち立てたみえコロナガードというのを一昨年10月18日につくりました。

これは5年後か、あるいは10年後にやってくるかもしれない新しい感染症への対応にもなるのではないかと考えておりますけれども、また第6波が昨年の1月にはやってきて、感染防止に関しては、他県の状況なども見ながらではありますけれども、他県に追随するということではなく、先手先手で対応を打ってきたつもりであります。第7波以降は、感染の拡大防止にはもちろん意を用いてきましたけど、社会経済活動も重要だということでやらせていただいたわけあります。

県民の皆さん方の御協力によりまして、あるいは医療関係者の方々の非常な努力によりまして、例えば、今日の感染者数は先週の火曜日が254人でし

たけど、200人を下回る予測をしております。今、新型コロナは県内ではちょっとずつ収まってきたかなというところでは。

議員御指摘のように、これから日本全体で新型コロナへの対応が変わってまいります。ある意味、過渡期です。3月13日以降、マスクの着用は個人の判断に委ねるということになっております。それから、5月8日以降、今まで2類相当であった新型コロナが5類に移行していくということです。県民の皆さん、国民の皆さんの御不安というのは、これはよく分かります。

5類に移行していくに当たって、注意点というのを以前から私は申し上げていました。2点であります。

一つは、もし新型コロナになってしまったときの医療負担、あるいはワクチンの負担、これは直ちにインフルエンザと同じようにしてしまうというのは問題があるんじゃないかと。だから、それは段階的にやっていかなあかのちゅうかということで、これは全国知事会からも提案をさせていただいているところであります。

二つ目、医療関係者の方の不安であります。

先ほど議員からも御指摘をいただきましたけど、感染がまた多くなってきたときに行政は何にもしてくれへんのちゅうかと、医療関係者だけにしわを寄せるんちゅうか、それはそんなことはないというメッセージを政府全体で発信すべきであるということ在全国知事会議でも何度も提案してきましたし、全国知事会からも政府に対してその提案をさせていただいております。

社会における要請も含めた行動制限は、これから変わっていくことになっていきます。議員御指摘のように、どうなっていくのかなと様々な心配、県民の皆さんの心配は出てくると思います。その都度その都度、我々はなるべくスムーズに移行できるように、できたら早い対応で心配の声に応えていきたいと思っておるわけでございます。

そのためには情報発信、それも分かりやすい情報発信、今日、議員から御指摘もいただきましたので、そういったものに心がけていきたいと考えます。

大事なものは、もし、また感染が拡大してきたときにそれを抑えるというこ

と、それをちゅうちょなく手だてを取っていくということと、ここまで傷んだ社会経済活動をきちんと元に戻すように努力していく、その2点であると思っているとございます。

[小倉康彦医療保健部理事登壇]

○医療保健部理事（小倉康彦） 新型コロナウイルス感染症については、議員御指摘のとおり、5月8日から季節性インフルエンザと同等の5類感染症に位置づけると政府から方針が示されました。

政府の方針では、患者等への対応については、医療費の急激な負担増が生じないように、入院・外来の自己負担分に係る一定の公費支援を当面継続するとともに、医療提供体制について幅広い医療機関で患者が受診できる体制へと段階的に移行するとしています。

また、サーベイランスにつきましては、医師からの患者発生届は終了し、季節性インフルエンザと同様に定点医療機関による感染動向把握に移行されます。

マスク着用についても、学校を除き3月13日からは個人の判断に、併せてマスク着用が効果的な場面も例示されたところでございます。

ワクチン接種についても、4月以降どのように行っていくべきか国において検討されているところですが、必要な接種は引き続き自己負担なく受けられるようにするとしています。

5類への移行に当たりましては、医療費等の公費負担、入院・外来等の医療提供体制など、激変を緩和するための適切な経過措置を講じて、円滑な移行ができることが重要と考え、本県といたしましても全国知事会を通じて国へ要望しているところです。

3月上旬を目途に、患者等への対応と医療提供体制について、国から見直しの具体的な方針が示される予定ですので、これから示されます国の方針を踏まえて、医療費等の公費負担、入院・外来等の医療提供体制、サーベイランス、ワクチン接種などにつきまして、円滑に取り組んでいけるよう検討を進めてまいります。

[野呂幸利雇用経済部長登壇]

○雇用経済部長（野呂幸利） それでは、私のほうから傷ついた経済をどのように支え、発展させるのかについて、御答弁させていただきます。

現状、私たちの日常生活であるとか県内経済は、少しずつですけれどもコロナ禍以前の状態を取り戻しつつあります。その中で、5類感染症への移行によりまして、国の基本的対処方針による業種別ガイドラインや飲食店における第三者認証制度は、5月7日をもって廃止される予定です。今後、新たなフェーズを迎えることとなります。

コロナ禍では、緊急事態宣言による外出制限やサプライチェーンの混乱等により、あらゆる産業で売上げや受注の激減、雇用の不安等が広がるなど、人々の暮らしや事業活動に深刻な影響を与えてきました。

事業者の資金繰りでは、下支えのための実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）の実施により、リーマンショック時の3年分に相当する融資が1年で行われました。その利払いと元金の返済の開始時期が、令和5年6月以降にピークを迎えます。

このような現状を踏まえて、県では、回復途上にある中小企業・小規模企業の資金繰りを支援するため、引き続きゼロゼロ融資の借換えにも対応した融資制度の保証料無料化を継続しています。あわせて、借入れが円滑に返済できるよう、商工団体や金融機関などの関係機関と連携して、伴走型の支援も行っていきます。

さらに、コロナ禍で影響を受けた事業者が行う前向きな取組の支援も大切です。このため、国内での取引機会や販路開拓支援に加えて、国際展開や県産品の海外販路の開拓にも取り組んでいきます。

コロナ禍において、ピンチをチャンスに生かす、創意工夫による生産性向上、競争力強化に資する取組やオンラインでの商談会の実施など、新たな取組も進めてまいりました。これらの経験、取組は、県内産業にとっても貴重な財産であり、今後の糧となるものです。

今後とも事業者に寄り添い、コロナ禍からの回復をしっかりと後押しするこ

とで、県内産業の成長・発展につなげてまいります。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 私からは、学校における今後の対応の考え方につきまして答弁させていただきます。

現在、県立学校におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染対策として、国の衛生管理マニュアルや県教育委員会が策定いたしましたガイドラインを踏まえ、身体的距離が十分に取れないときにはマスクを着用することや、対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動については、換気や身体的距離の確保、手洗いなどの対策を十分に行った上で慎重に実施することなどの対応を行ってきています。

また、公立小・中学校についても、県立学校における対応を市町教育委員会に周知し、適切に対応するよう依頼してきているところであります。

こうした中、2月10日に、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、4月1日以降、学校教育活動の実施に当たってはマスクの着用を求めないことを基本とする、児童生徒や保護者の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにする、といった考え方が決定され、その際の留意事項につきましては、今後、文部科学省が示す予定である旨、通知がなされたところです。

県教育委員会におきましては、4月1日以降の教育活動について、国から示される留意事項を確認して、ガイドラインの必要な見直しなど、児童生徒がマスクを着用せずに安心して充実した学校生活を送れるよう取り組んでまいります。

あわせて、基礎疾患などの様々な事情により感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒、教職員もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないようにするとともに、着用の有無による差別、偏見がないよう、県立学校及び市町教育委員会と共に取り組んでまいります。

〔24番 津村 衛議員登壇〕

○24番（津村 衛） ありがとうございます。

るる御説明いただきました。想定以上に御丁寧に答弁いただきましたので、ちょっと時間も迫ってまいりましたが、知事のほうでこれまで先手先手で対策を打っていただいたというお話もありました。これからの対策につきましてもぜひ先手先手で、国からのいろんな指針が示されていないこともありますので、これからだということもすごく分かるんですが、県民のためにしっかりと対応していただきたいことと、あと、知事の答弁の中で一つございました、医療費であったりワクチン接種の費用負担、これにつきましても、これまでのコロナ禍で傷ついたこの3年間、経済状況を見ますと、医療費はワクチン負担がもし一気に有料になれば、やはり診察や接種を断念せざるを得ない、そんな人たちも出てくる可能性が高いと言われていまして、あるいは、各自治体の財政力によって地域間格差が生じることも懸念されておりますので、このことにつきましては、国に対して引き続き要望していただきますようお願いしたいと思います。

また、経済のことについても、今回の当初予算でもいろいろと事業をしていただいておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

学校につきましても、マスクの着脱について強いることがないようにということであったり、あるいは、マスクあるなしによる差別や偏見がないように心がけていただけるということですので、ぜひとも子どもたちに寄り添った対応をお願いしたいと思います。

この議会が3月17日に閉会した後ですけど、4月に統一地方選挙があつて、新たな議会体制で全議員が招集されるのが、今の予定では5月9日となっております。

ですので、それはもう5類に移行した後ということになりますので、今後の具体的な取組であったり、進め方についての実質的な議会としての説明をいただく場であったり、審議できないままに5月9日を迎えることになってまいりますので、この場で質問をさせていただきました。

ぜひとも情報発信をしっかりと行っていただいて、県民の不安や期待に寄

り添うような対応をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

新政みえでは、「だれもが安心して安定した暮らしができるように」という思いをベースに、今後4年間で目指す姿を新政みえビジョンとして取りまとめました。

そのビジョンの柱の一つが「すべての人が差別されることなく、安心して暮らせる共生社会をめざします」であり、昨年制定した、差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例に基づく取組を検証し、実効性のある取組を求めていくことや、男女、障がい者、LGBTQ、外国人などに関する全ての差別の解消に向け取組を強化するとともに、インターネットにおける差別的な書き込みに対する対策を強化する、としました。

三重県では、パートナーシップ宣誓制度に関する協定を茨城県と1月31日に締結との発表もありました。少しずつでも理解や取組の輪が広がっていくことを期待したところです。

今回の当初予算の主な新規・重点事業の中にも、「誰もが暮らしやすい社会をつくる」として、人権が尊重され、誰もが参画できるダイバーシティ社会の実現に向けて取り組むとあります。

国では、同性婚やLGBTなど性的少数者への理解増進法や差別解消法の議論もある中、総理秘書官が性的少数者に対する差別発言により更迭されるという事案がありました。

みえ元気プランでは、性の多様性について県民の皆さんの理解が広がり、性の在り方にかかわらず誰もが安心して暮らせるよう取組が必要であるとしています。知事の思いをお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 人間、どこに住んでおっても、どのような性的指向や、あるいは性自認を持っていても、誰もが安心して生活できるということが大事であると思っています。

三重県では、令和3年の4月に、性の多様性を認め合い、誰もが安心して

暮らせる三重県づくり条例が施行されました。同年の9月からは三重県パートナーシップ宣誓制度、議員からも御指摘がありましたけど、これをスタートして、今年の1月末現在ですけど、48組のカップルが宣誓をされているという実態がございます。

これを宣誓しますと、公営住宅の入居の申請などで使えるということでございますので、利便性は高まるということなんですけど、三重県だけではないということもあまして、茨城県から声がかかりましたので、この1月31日に茨城県と協定を結びまして、三重県で認められた方が茨城県に行ったら簡単な審査で、そして、茨城県で認められた方が三重県に来られたら簡単な審査で、制度のメリットを享受できるという形にさせていただいているわけであります。

昨日ですけども、性の多様性について知事の有志で会議を開きまして、緊急共同声明というのを発表させていただいたわけであります。

これは、政府あるいは国会に対して、誰もが活躍できる社会の実現に向けて統合的な組織体制の構築を図ってほしいということと、あらゆる政策分野におけるLGBT等の性を含めた多様性が尊重されるような取組をさらに進めるようにという申入れをしているものでございます。

私自身、あらゆる差別は許されるものではないということを、以前、議会でも答弁させていただきました。それは性差別も同じであります。一人ひとりの個性が尊重されて、誰もが生きやすい社会にしていくべきであると考えております。

〔24番 津村 衛議員登壇〕

○24番（津村 衛） 御答弁をいただきました。

今日、私も、朝、新聞報道で確認させていただきました。今日の質問に合うような形で発言いただいたのかなと思いますが、本当にありがとうございます。

知事のほうからも、どこに住んでいても、どんな性自認であっても、どんな性的指向であっても誰もがその人らしく生きることが大事だ、生きていけ

る、そんな社会をつくっていくことが大切だとお話がありました。

また、昨日の報道なのですが、LGBTへの理解増進の必要性を感じる方であったり、同性婚を認める考え方が、共に反対を大きく上回っているという調査結果が新聞で報道されていました。

若い世代ほど理解や賛成が多いようですが、県として性の多様性の理解が進み、性の在り方にかかわらず誰もが安心して暮らせることを願っております。

新年度は人口減少対策に注力するとして、ライフステージごとの切れ目のない支援、結婚に関して出会いの場の創出、結婚応援サポーターの養成・認定、結婚を希望する人同士の引き合わせ、企業による従業員の結婚支援の促進、若者に対する妊娠・出産に関する知識の普及などに取り組むとあります。

人口減少問題を解決するためには、子どもの数を増やすことだけが解決策なのか、そもそも成熟した社会では子どもの数が減るのがもしかすると自然なのかもしれない、子どもの数が減っても社会が維持できるようにシフトしていくことのほうがいいのか、個人的にはもう少し議論すべきなのではないかとも考えてはいますが、年齢や経済状況、病気、環境、性的指向や性自認、様々な要因によって結婚や妊娠をしたくてもできない人、諦めざるを得なかった人、不妊治療をしても子どもを授からなかった人、そもそも結婚や妊娠を選ばなかった人、出産が困難な年齢になってから大切なパートナーと巡り会う人、そんな方々からすると、少子化対策とか結婚支援の強化を大上段に構えられると、結婚しなければいけないのか、子どもを産まなければいけないのかということを強制された、生きにくい社会になってしまわないかという不安が私にはあります。

結婚や妊娠ができなかった、望まなかった、望めなかった方々からすると、葛藤や後悔、疎外感、自己肯定感の低下など様々なストレスを抱え、心や体の不調につながることもあります。出産経験のない方への無意識の偏見、アンコンシャスバイアスも根強くあるという話もあります。

少子化対策に反対しているということではありませんが、性の多様性が認

められる誰もが生きやすい、暮らしやすい三重を目指すのであれば、先ほども触れましたが、性の多様性への理解が進むことと、結婚や出産を強制されることなく自ら自分らしく生きやすい社会でなければいけないと思いますが、少子化対策を進めていく上で基本的な思いについて考えをお聞かせください。

○子ども・福祉部長（中村徳久） 多様な価値観であるとか事情がある中で、少子化対策をどのように進めていくかという御質問に答えます。

結婚をするしない、また、子どもを持つ持たないというのは、まさに個人の自由でありますし、各人が様々な事情を抱える中で一人ひとりの思いを尊重するということが大切であると考えております。

一方で、コロナ禍が長引く中で、出会いの機会の減少であるとか、不妊治療の中断、延期、また、経済状況の悪化など、結婚を希望したり、子どもを持ちたいと考える人にも大きな影響が出ているという現状もあります。

このため、結婚の希望がかない、安心して子どもを産み育てられる環境整備がこれまで以上に重要となるため、人それぞれの事情や考えの違いがあることを十分に認識した上で、人権に配慮しながら取組を進めていきたいと考えております。

[24番 津村 衛議員登壇]

○24番（津村 衛） 先日も、行政主催の婚活パーティーについて、男女で募集年齢に差をつけて、苦情を受けて訂正したという他県の事例もあります。

そもそも、結婚や出産など個人の生き方に行政がどこまで踏み込んでいいのかという問題も根強くあります。いろんな考え方、生き方の人がいるということをしつかりと認識した上での取組をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

アドバンス・ケア・プランニング、ACP、これは聞き慣れない言葉で、初めて耳にする方も多いと思います。人生会議という言葉のほうが聞いたことがあるかもしれません。

厚生労働省の説明では、私たちは誰でも年を取り、いずれは尽きることになります。また、命に関わる大きな病気やけがををする可能性もあります。そ

んな命の危機が迫った状態では、約70%の方が医療やケアなどを自分で決めたり、望みを伝えたりすることができなくなると言われています。自らが希望する医療やケアを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかを自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有する取組をアドバンス・ケア・プランニング、ACP、あるいは人生会議と呼びます。

終末期医療という言葉がありますが、現在では、最後まで尊厳を尊重した人間の生き方に着目した最適な医療やケアが行われるべきだという考え方により、終末期医療は人生の最終段階における医療という表現に変わっています。

人生における最終段階をどのように迎えるのかを、社会全体で考える時期に来たということかもしれません。この人生会議の推進に向けて、2020年には大分県で、豊かな人生を送るために「人生会議」の普及啓発を推進する条例が、2022年には大阪府で、いのち輝く人生のため「人生会議」を推進する条例が制定されています。

どちらも議提条例ですが、普及啓発や人材養成のための市町村及び医療や福祉等の関係機関への職員への研修、情報提供などを盛り込んでいます。

昨年11月に三重県主催で、市町、医療機関、地域包括支援センター、介護保険サービス事業所などを対象に、ACPの研修会を開催していただいたようですが、県内の幾つかの市町では既に独自の様々な取組を行っていただいています。

講演会や研修会の開催だけでなく、桑名市や四日市市では、実際に書き込むための用紙をホームページでダウンロードできる取組をしています。中でも、松阪市では先進的に取り組まれているので、少し紹介させていただきます。

今日、用意させていただきました（現物を示す）こちらは、松阪市の松阪市版エンディングノート、もめんノートでございます。

このもめんノートの「もめん」には、松阪木綿と、残された家族や関係者

がもめんといてなという二つの意味を含んでいるそうです。なかなかウィットに富んだユーモアのあるネーミングセンスだなと思います。松阪市のホームページ上で竹上市長自らが動画でPRされ、また、記入方法などを詳しく解説する動画もあり、その普及促進に向けた本気度が伝わってきます。

先ほど紹介したように、県として研修会は開催していただきましたが、アドバンス・ケア・プランニングに今後どのように向き合い、取り組もうとしているのかをお聞かせください。

〔中尾洋一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（中尾洋一） ACPについてお答えいたします。

議員の御紹介にもありましたとおり、いま一度、ACPの取組の概念を整理いたしますと、ACP、アドバンス・ケア・プランニングとは、もしものときのために、本人が望む医療やケアについて前もって考え、これを繰り返し話し合い、家族などと共有する取組ということで、人生会議と申しますのは平成30年11月に厚生労働省で決められた愛称でございます。

医療やケア、そういったことを自分で決めたり、望みを人に伝えたりということをして繰り返し自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有するという事は、非常に重要であると考えております。

一方で、令和2年度に実施した県のe-モニターアンケート結果によりますと、自分が亡くなる場所、亡くなる前にやりたいこと、治療方針などを考えて、それを家族等周囲の方にその考えを伝え、繰り返し継続的に意見交換をしていると回答した人は7.8%にとどまっているという状況もございます。

そういうこともありまして、これも議員の御紹介、いろいろありましたけれども、現在、多くの市町において、例えばエンディングノート以外にも、寸劇を交えての住民啓発活動であるとか、ケーブルテレビでの啓発動画の放映など、郡市医師会等々と連携しながら、それぞれ工夫を凝らしながら各市町で取組も進められております。

そうした中、取組を担っている市町の地域包括支援センターの職員の方たちからは、ACP自体への理解は深まっているものの、多くの住民の方はそ

れを実践するまでには至っていないという声も聞かれているところです。

県としましては、みえ高齢者元気・かがやきプランの地域包括ケアシステムの推進の中で、在宅医療、介護連携とともにこのACPの取組を位置づけ、市町との意見交換会や個別ヒアリングを実施して、ACPの普及啓発方法を共有することなどによって取組の底上げを図っております。

また、これらのことも踏まえ、先ほどこれも御紹介いただきましたように、令和元年度からは、市町、地域包括支援センター、高齢者入所施設等の職員を対象とし、国立長寿医療研究センターやエンドオブライフ・ケア協会等の講師を招き、ACPの実践を促す方法であるとか、相続、遺言書等の法律に関する知識等を内容とする研修を実施し、人材育成を図っております。

今後とも、全ての市町においてACPの取組が行われるよう支援し、多くの県民が理解を深めていただき、実践していただけるよう進めてまいりたいと考えております。

〔24番 津村 衛議員登壇〕

○24番（津村 衛） 御答弁いただきました。

確かに理解は徐々に進みつつありますが、実践するまでには至っていないということの御紹介だったかと思えます。

コロナ禍で新型コロナに罹患されて入院して重症化して、見舞いや患者の顔を見ることもなく亡くなられた方というのめたくさんいらっしゃいます。いつどこでどんな理由で死を迎えるか分からない、それは誰にも分からないということを改めて考えさせられることになりました。

どこの国でも死について語ることはタブーとされています。個人の生き方や価値観に介入するような、これも大きな問題ですし、性急に、先ほど紹介させていただいた条例化であったり、あるいはキャンペーン的な大々的なことを求めているわけではありません。

ただ、人生において最終段階をどのように迎えたいのかを考えた方であったり、あるいは考えたい方にしっかりと寄り添えるような体制、サポートづくりをしっかりと県としても取り組んでいただきたいと思いますので、どう

ぞよろしくお願いたします。

それでは、続きまして、高齢者等の移動手段の確保について、質問させていただきます。

高齢ドライバーによる事故や危険運転などのニュースが連日のように流れたり、平成29年の認知機能検査の厳格化などによって運転免許証の自主返納が増え、三重県では、東池袋の自動車暴走事故があった令和元年の約8400件をピークに、令和2年、3年と約7000件ずつ自主返納されています。

(パネルを示す) こちらの表を御覧いただきたいと思うんですが、県内各市町の令和4年中の65歳以上の運転免許証の保有数と返納数、返納率、また、返納後に様々なサポートを受けるためには運転免許証を自主返納したという証でもあります運転経歴証明書を提示する必要がありますので、その交付率です。

65歳以上の返納率ですので2%前後となっておりますが、周りを見てみましても70代ではまだまだ現役で運転している方が多いので、実質は80歳前後以上の方々ではないかと思っております。

地元では、高齢ドライバーの方がスーパーの駐車場からなかなか発進できなかったり、何度も切り返して駐車したり、低速で走行するため後続車が重なって、焦って道を譲っている車などを見かけることが多いです。

ただ、本人も運転に自信があって運転しているのではなく、買物や通院など生活する上で運転せざるを得ないから、危険も承知の上で運転しているのであって、自分で運転する以外の移動手段が確保できるのであればあえて運転はしない、したくないという声をよく聞きます。

また、免許証を返納したいけど、返納後はいざというときに誰かに頼らなくてはいけないためにちゅうちょしたり、近所で車が運転できる人が少なく、近所の人たちの移動手段として頼りにされているので、返納したくても返納できないという声もあります。

息子や娘から運転を心配し自主返納を勧められるし、今はまだ運転できるけど、あと数年たって運転できないようになったら、病院やスーパーが近い

ところに引越すかもしれないと不安の声も多く聞きます。

自主返納を決断し、安心して自主返納するためには、自主返納後に高齢者だけでなく、誰もが安心して今の暮らしを維持できる交通弱者の移動手段の確保が重要です。

現在、市町が中心に自主運行バスやコミュニティー交通などの移動手段確保に向けて取組を進められていますが、今後は交通分野と福祉分野などが連携した取組や、特に次世代モビリティ等を活用した取組を推進していくべきだと考えます。

既に、次世代モビリティ等を活用した実証運行を、桑名市、四日市市、亀山市、紀北町、菟野町等で行っていただいておりますが、今後の課題や今後の取組についてお聞かせください。

〔後田和也地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（後田和也）** 高齢者等の移動手段の確保について御質問をいただきました。

自動車運転免許証の返納者が増加している中、交通不便地域等における高齢者をはじめとする県民の皆さんの移動手段の確保が重要な課題となっております。

このため、県では、令和2年度から、次世代モビリティ等の活用や交通分野と福祉分野など他分野との連携による、地域の実情に応じた新たな移動手段の確保に向けた市町の取組をモデル事業として支援してまいりました。

これまで3年間で、将来の運転手無人化を見据えた自動運転の実証実験、A I 配車システムを導入したデマンド交通の実証、町営バスとスクールバスや病院送迎車との連携、町営バスによる買物、通院等のお出かけ支援など、11件の取組を支援してまいりました。

モデル事業の取組の支援を通じて、ノウハウの蓄積とともに、例えば高齢者の方の移動に関しては、デマンド交通においてA I 配車システムだけではなく、電話による予約方法も組み合わせるなどの工夫が必要なことなども分かってまいりました。

このような取組事例をマニュアルとしてまとめるとともに、県内各地域の地域公共交通会議等で市町とモデル事業の課題の成果を共有しながら、他地域への横展開を図っております。

その結果、利用者が減少しているコミュニティバス等の運行から、デマンド交通等への見直しを検討する市町が増えています。加えて、既存の交通事業者ではない新たな担い手による移動手段の提供を検討する地域も出てきております。

このように、モデル事業による一定の準備が整ってきたことから、令和5年度からは、新たに交通空白地移動手段確保事業に取り組み、市町が新たな移動手段を本格運行するための支援を行ってまいりたいと考えております。

また、市町と連携する事業者を対象とし、事業者の技術、ノウハウ等を活用した新たな試みの支援も加えることで、地域における移動手段の定着、整備につなげていきたいと考えております。

〔24番 津村 衛議員登壇〕

○24番（津村 衛） ありがとうございます。

現在、各市町で様々な取組が行われていますが、新年度には県が地域公共交通計画を策定して、各市町の取組の状況であったり、国や県や市町の役割分担、年次計画などを計画していくことになろうかと思えます。

ただ、各市町で行う実証実験については県もしっかりと補助をしていただいているところですが、実証実験後のコミュニティー交通は採算の確保というのが困難になって、それを維持していくためには、当然のことながら市町の負担は増加するばかりです。

そんな中で、現在は各市町で独自に取り組んでいますが、今後は採算性であったり効率化、あるいは、買物とか通院エリアなどの利便性を考えると、市町単独ではなく、広域化の動きとかも出てくるのではないかなと考えられます。

そうなれば、これまでの地域の重要な移動手段として支えていただいた既存の公共交通機関であったり、コミュニティー交通との相談調整役としての

県の役割がさらに重要になってくるかと思えます。

そんな地域の実情に寄り添った柔軟な対応が必要になってくるかと思えますので、引き続き各市町に寄り添った対応をしていただきますようお願いしたいと思います。

高齢弱者の移動手段のことについてなんですが、これは不便さを解消するためが目的ではなくて、その地域で健康に安心してその人らしく暮らし続けることができるための取組であるということ認識していただき、これからも対応していただきますようお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

国のデジタル庁設置に合わせる形で、三重県も令和3年にデジタル社会推進局を置き、デジタル社会の推進に向け取組を進めてきました。また、同時に、民間から公募採用された田中最高デジタル責任者が2年任期の常勤CDOとして着任、県庁内外のDX推進に向けて、みえDXセンターの立ち上げや、みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画を策定するなどの役割を果たしていただきました。

来年度はその戦略推進計画を実行に移すフェーズとして、デジタル社会推進局は総務部デジタル推進局となり、県庁各部署の旗振り役を担いつつ、三重県のDXを推進していく体制とする、また、民間の有識者を県デジタル推進フェローとして委嘱し、デジタル推進への助言をいただきながら進めていくと説明がありました。

このように、三重県がDXを推進する中、国においては、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及を促進しており、全国で様々な自治体が普及に向け取り組んでいる状況です。

ただ、マイナンバーカード取得は義務ではなく任意であるはずですが、他県での事例を見ますと、世帯全員がマイナンバーカードを取得していれば、学校の給食費や学用品費は無償となり、取得していないと有料となるといった通知を出すなど、教育や行政サービスの公平性を無視するような強硬的な手段で普及に取り組んでいる事例もあります。

マイナンバーカードの利便性を広報するだけでは思うように普及せず、マイナポイント付与で普及促進、第1弾が5000円分、第2弾が2万円分と、第1弾で5000円分のポイント付与された方にも最大1万5000円分を付与、そして、さらに第2弾の申込み期限が今月2月末まででしたが、カード申請は2月末までを前提に、マイナポイントの申込みが5月末まで延長することが決定いたしました。皆さんが汗水垂らして働いて納めた税金が、カードを申請することでマイナポイント2万円分として戻ってくるということです。

そんな、あめのような普及促進とは逆に、結果的には無料とはなりませんが、健康保険証とマイナンバーカードを一体化したマイナ保険証がない人のために、資格確認書を手数料を取って発行する案まで当初は出ていました。

さらに、極めつけは、各地方自治体のマイナンバーカード交付率を地方交付税の算定に反映するとして、500億円を財源としてまずは一律に配分し、交付率上位3分の1の自治体には交付税を積み増すことを決定いたしました。交付率が高い自治体ほど、デジタル関連サービスを提供する経費が増えるからという名目のようです。

国の政策誘導のやり方があまりにも強引で乱暴に感じるのは私だけかもしれませんが、きっと田中CDOが最初に掲げた、あったかいDXの精神からも大きく外れているのではないかと思います。

国があの手この手でカードの普及を行っている状況ですが、全国の交付率は1月31日時点で60.1%となっており、三重県内では交付率の高いところでは69.7%、低いところでは47.6%となっています。

2月末にはキャンペーン期限ぎりぎりで駆け込み的に申請は増加するとは思いますが、2万円分のマイナポイント付与という長期にわたるキャンペーンを行っても、マイナンバーカードを取得されなかった方はそれぞれに理由があると思います。

交付事業は基本的には市町の法定受託事務であり、現在も普及に向けて各市町が取組をされていますが、県の令和5年度を取組方向に、マイナンバーカードの普及促進に向け取り組むとあります。現在の課題の認識や今後普及

に向けてどのように取り組んでいくのかをお聞かせください。

〔三宅恒之デジタル社会推進局長登壇〕

○デジタル社会推進局長（三宅恒之） それでは、今後、マイナンバーカードの普及促進にどのように取り組んでいくのかということについて御答弁さしあげます。

マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも安全・確実に本人確認を行えるデジタル社会の基盤となるツールであるため、令和4年度末までにはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、国と地方公共団体が連携して普及促進に取り組んでおります。

マイナンバーカードの交付事務は、議員から御紹介のありましたとおり、市町の法定受託事務でございまして、市町は国費10分の10のマイナンバーカード交付事務費補助金を活用しまして、会計年度任用職員の雇用や休日・夜間窓口の開設など、普及促進に取り組んでおります。

県におきましては、市町の普及促進取組の進捗管理を行うとともに、市町と連携した企業等における出張申請受付や、県が行うワクチンの接種会場や運転免許センター等におきましてマイナンバーカードの申請、それからマイナポイント登録支援事業を行っております。また、カードの利便性や安全性を県民の皆様にお伝えするため、FMラジオやSNS等での情報発信を行っております。

1月末時点におきます三重県の申請率、交付率はそれぞれ68.1%、59.6%となっております。全国平均を僅かに下回っている状況でございます。

カード未取得者への取組でございますけれども、令和4年1月にデジタル庁が実施しましたアンケート調査や直近に民間企業が実施した調査によりますと、カードを取得しない理由については、「申請方法が面倒だから」、「メリットを感じないから」、「情報流出が怖いから」が上位に上がっておりますので、県としてはそれぞれの理由に応じた取組を進める必要があると考えております。

まず、申請方法が面倒と感じる方への対応としましては、引き続き市町に

対して出張申請受付の実施を働きかけるとともに、県としても、出張申請受付の実施に御協力いただける企業等への呼びかけやその調整に一層取り組むことで、より簡単に申請・交付ができる機会の拡充に努めていきたいと思っております。

メリットを感じない方に向けては、オンラインで行政手続やコンビニ交付サービスが利用できること、現在国において、御紹介のありました、健康保険証や運転免許証との一体化が検討されており、今後ますます利用機会が広がることで利便性が高まるということにつきまして、丁寧に周知していきたいと考えています。加えて、地方自治体独自のカードの利便性を高める取組についても、他県の先進事例を収集し、市町と共に研究していきます。

情報流出が怖いと感じる方に向けては、カード内には税金や年金などの秘匿性の高い情報が入っていないことやカードだけでは他人が本人に成り済ますことができないというようなことを引き続きしっかり広報していきたいと考えています。

国のマイナポイント事業終了後は、これらの取組に一層注力するとともに、引き続き市町と連携を密にしてカード交付率の向上を目指します。

〔24番 津村 衛議員登壇〕

○24番（津村 衛） ありがとうございます。

カードの申請が面倒であったり、メリットを感じない、あるいは情報流出が怖い、それぞれの意見に対してしっかりと寄り添った形で対応していただけるということで説明をいただきました。

誰一人取り残されることのない社会のためにも、国や他県の事例のような乱暴な強制をするような普及方法ではなく、あったかいDXを掲げる三重県らしい、不安であったり不満を解消する取組、利便性の広報を通じて、安心して納得してマイナンバーカードを取得できるように、県としてもしっかりと方向性を示して普及促進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

それでは、最後の質問に移ります。

さて、統一地方選挙、県議会議員選挙が目前に迫ってまいりました。これまでの投票率の推移を見ても、投票率はずっと低迷しています。

前回の平成31年の県議会議員選挙は48.95%、令和3年の知事選挙は37.93%で、平成27年の統一地方選挙から知事選も県議会議員選挙もほぼ40%台です。衆議院、参議院の国政選挙は50%台で、県民に身近であるはずの知事選、県議選のほうがなぜか投票率が低いというのが現状です。

当然、争点や候補者によっても投票率は大きく変化しますが、昨今の投票率低下の要因についてどのように分析しているのか、認識しているのか、また、統一地方選挙目前ではありますが、投票率向上に向けてどのように取り組まれているのかをお聞かせください。

〔野田恵子選挙管理委員会委員登壇〕

○選挙管理委員会委員（野田恵子） 投票率は、当日の天候や選挙の争点など様々な要因が総合的に影響するものと言われており、一概に低下の要因を申し上げることは困難であると考えますが、若者を中心に低下傾向にあります。

若者の投票率はほかの世代と比べて低い状況にあり、直近の国政選挙である令和4年7月実施の参議院議員通常選挙で、三重県の全体の投票率が52.7%であったのに対し、18歳・19歳が41%、20歳から24歳が32.35%となっており、全国でも同じ傾向となっています。

選挙等に関する全国調査では、投票の棄権の理由として「選挙にあまり関心がなかったから」ということが挙げられており、これを踏まえると、若者の投票率が低い大きな要因の一つとして、政治や選挙への関心の低さということが考えられます。

このような状況も踏まえ、これまで県選挙管理委員会においては、学生を対象に出前授業を行うなど、主に若者を中心に政治や選挙に対する意識の醸成に取り組んできました。

次の県議会議員選挙に向けても、街頭啓発の実施や新聞等への広告掲載などにより、幅広い世代に対して投票参加を呼びかけるとともに、主に若者をターゲットとしてインターネット等を通じた広報を行うこととしています。

例えば、若者にも効果的に訴求するような内容の投票参加を呼びかける広報動画を作成し、多くの人に見ていただけるようユーチューブやTVer等で広告動画として配信することを予定しています。また、ツイッターやLINE等のSNS、グーグル等の検索サイトへのバナー広告の掲載なども行う予定です。

県選挙管理委員会としましては、一人でも多くの方に選挙に関心を持っていただき、1票を投じていただけるよう、これからの取組を着実に実施していきたいと考えています。

[24番 津村 衛議員登壇]

○24番（津村 衛） 野田さん、ありがとうございました。

選挙管理委員会として、投票率向上に向けた様々な取組を御紹介いただきました。SNSであったりユーチューブであったり、あるいは出前授業であったり、街頭啓発、新聞広告など、様々な取組を行っていただくという御紹介をいただきました。

実は、それはこれまでの選挙でも同じように取り組んでいただいたことでもあると思いますので、ぜひとも今回、選挙の投票率がどうなるか、当然一つの要因ではないと思いますが、向上することを願ってはいるんですが、ちなみに昨年の参議院選挙、私も参議院選挙のユーチューブでのPR動画を視聴させていただきました。昨日、改めて見たんですが、現在、チャンネル登録者数18人、視聴した数は937回、そのうちの3回は私です。

せっかく公費で作っていただいた動画、やっぱり少しでも多くの方に見ていただかなければと思いますので、きっとここにいらっしゃる議員の方々もあまり御覧になった、存在自体を知らない方も多いのではないかなと思いますので、ぜひとも取り組まれていることを私たちにもしっかりと御周知いただければ、私たち自身もしっかりと発信していくことを約束させていただきたいと思います。

スウェーデンでは、若者の投票率は日本では考えられないぐらい高く、約80%と言われています。全世代の投票率約85%と比べても、大差がないそう

です。様々な理由がありますが、その大きな理由の一つとしては、学校での模擬選挙であるとも言われています。

この模擬選挙、実際の選挙のやり方を知ることで身近に感じてもらうことはもちろんのこと、模擬選挙前に民主主義についてしっかりと学び、実践する機会を提供することで、学生時代から一人ひとりが考え、みんなで議論し、時には投票で決めていくというプロセスが自然と身につけているため、当然、投票率も高くなるということです。

国内の県外の事例ですが、実は今、生徒会の選挙も生徒全員が投票する方法ではなく、生徒全員が有権者であり、投票は生徒の自主性で自由にという学校もあり、実際の選挙で使用する台や投票箱を選挙管理委員会からお借りして投票する。結果的には投票率は80%台だったようですが、投票した生徒一人ひとりがしっかりと考え、緊張感や責任感を持って投票したのではないのかなと思います。

県内でも模擬選挙の事例があるそうですが、県内での主権者教育の取組についてお聞かせください。

○教育長（木平芳定） 高校におきます主権者教育についてお答えさせていただきます。

各高校では、教科や特別活動において主権者教育を計画的に進めておりまして、本年度新設された公共において、政治参加や公正な世論の形成などを学びますとともに、自分たちで学校生活の充実を話し合うホームルーム活動や生徒会活動などに取り組んでいるというところです。

例えば、新型コロナウイルスの影響で体育祭や文化祭などの中止、縮小が検討される中で、各地の高校で生徒が知恵を出して議論して、学校と相談しながら内容や方法を工夫し、実施いたしました。

また、桑名市内の高校は、桑名市選挙管理委員会と協定を結びまして、駅前で投票を呼びかける啓発活動でありますとか、学校に設けられた期日前投票所の受付や案内などにも取り組んでいます。

また、地域の課題を探求する学習で地元市長への政策提言を行ったり、御

案内にあった模擬投票を実施したりするなど、地域社会や政治に参画する力を育む取組も進めているところです。

今後も、家庭、地域、関係機関の協力を得まして、高校生が社会を構成する一員として自ら考え、主体的に行動できる力を育成してまいりたいと考えております。

〔24番 津村 衛議員登壇〕

○24番（津村 衛） 主権者教育の状況についてもお聞かせいただきました。

ただ、この投票率の向上につきましては、選挙管理委員会であったり、あるいは教育委員会にこの問題の解決を押しつけるものではないと思っています。

令和3年の衆議院選挙でも、各選挙区で魅力的な候補者が出て盛り上がったかのように感じていましたが、実は衆議院選挙では県内では過去最低の投票率でした。

また、県議会議員選挙においては、先ほども紹介させていただきましたが、有権者の半分以上の方が投票所に足を運んでいただけていないわけですから、政治に携わる私たち自身もしっかりと受け止めて、日々訴えていく必要があるかと思えます。

そこで、最後に、選挙を経て政治家のお一人となられた一見知事からも、次期統一地方選挙、投票率向上に向けての思いや県民へのメッセージをお願いしたいと思います。

○知事（一見勝之） 抽出調査でありますけど、令和4年の参議院選挙、全国では52%の投票率で、18歳・19歳、35%、20歳から24歳まで30%、三重県ではどうかというと、18歳から19歳、41%、20歳から24歳は32%ということで、やっぱり低いんです。やっぱり若い人に政治に参加してもらわないかん。それについては、私たち政治家の意識というのが非常に重要であると思えます。

円卓対話で県内の高校で話をしていますけど、生徒たちの意識は物すごく高いです。入ってきてもらうために、選挙に行くのは権利なんだということをしかりと訴えていくのが必要であろうと思っています。

[24番 津村 衛議員登壇]

○24番（津村 衛） ありがとうございます。

知事もいろんなところで政治に関心を持っていただくような取組を学生や生徒たちと行っているということですので、引き続きその活動もお願いしたいと思います。

最後となりますが、今回、最後に投票率向上についても質問させていただきました。4月に統一地方選挙が執行されます。1人でも県民の多くの方々が自分の意思で自分の思いで投票所に足を運んでいただいて、そのお一人お一人の権利をしっかりと棄権することなく執行していただくことを心からお願いいたしまして、私からの代表質問を終了させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（前野和美） 暫時休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時20分開議

開 議

○議長（前野和美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代 表 質 問

○議長（前野和美） 代表質問を継続いたします。44番 中森博文議員。

[44番 中森博文議員登壇・拍手]

○44番（中森博文） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、代表質問をさせていただきます。自由民主党会派代表、名張市選挙区選出の中森博文でございます。

毎回ですけれども、江戸川乱歩の話をちょっと前回もしたんですけれども、

ちょっと続きをさせていただきたいと思います。

改めて、1894年、明治27年に、乱歩は名張市で生まれまして、本籍は津市、2歳から父の転勤で亀山市へ。1917年、大正6年になりますけれども、鳥羽造船所に就職され、大正8年、坂手島の小学校教諭、村山隆子さんと結婚。同10年、小説家としての道へ進まれましたと。その後、大正12年といえは1923年になりますけれども、処女作『二銭銅貨』、二銭銅貨って皆さん御存じないか分かりませんが、こういうようなものでございまして、（現物を示す）これは見本ですけれども、それがデビュー作ということで、本年が何と、記念すべき、乱歩小説家100年目ということになるわけで、節目の年になるわけでありませう。

ここでパネルが登場するんですけれども、（パネルを示す）これは地元の行事でございまして、3年ぶりに名張青蓮寺湖駅伝競走大会が開催されるということで、この見てのとおりということで、乱歩小説家100年目の名張青蓮寺湖駅伝競走大会、間もなくです。先日は美し国三重市町対抗駅伝がありましたけれども、1週間後に名張市で駅伝があるということです。PRですけれども、私も二十面相の姿でスターターをしようかなと、こんな思いでございませう。御参考に。

さて、トルコ、シリアでは、地震によります大きな災害が発生しました。亡くなられました方々に哀悼の意を表すとともに、被災されました皆様方に心からお見舞い申し上げますとございませう。

トルコでは、6歳の男の子が80時間ぶりに救出され、また、13歳の子どもが何と182時間ぶりに瓦礫の下から奇跡的に救出されたという報道があります。中東シリアでも、次々と子どもたちの救出報道がなされておりました。多くの親たちが犠牲になられましたけれども、奇跡的に助かった幼い赤ちゃんや子どもたちの姿が報道され、命がつながったと絶唱されておりました。

改めて、命の大切さと同時に、命をつなぐ子どもたちへの施策はとても重要であると感じたところであります。

中東といえは、イスラエルがございませう。イスラエルの子どもたちのお話

を少ししたいなと思ってございまして、前にもしたかなと思うんですけども、別の場所だと思いますけれども、度重なる中東戦争で、イスラエルの子どもたちに対しまして日本の子どもたちが心配しているとのメッセージをお伝えした方がおられて、逆に、イスラエルでは、毎日が生きるための当たり前前の生活、普通の生活だそうです。逆に、日本では子どもたち同士のいじめがあったり、ましてや家族があやめたり、何と自殺する子どもたちがいるとのこと、日本の子どもたちのほうが心配ですよと、このような返事であったわけであります。

平和の先進国と言われるこの日本の子どもたちに対しましても、イスラエルの子どもたちのメッセージを伝えていきたいなと感じたところであります。

それでは、通告に従いまして、代表質問をさせていただきます。

令和5年度当初予算、最大のポイントはこれだ！という題目で質問させていただきます。

知事は、令和5年度の三重県行政展開方針において、本県の未来を明るくものとし、持続可能な地域とするために、三重県の未来を担う子どもたちに注目され、子どもや子育て支援に係る取組を進めることを最優先されました。

さて、平家物語からの名言、「子に過ぎたる宝なし」と言われるように、いかなる宝も子どもには及ばない、子ども支援をいのちを守る取組とともに最優先施策としていただいたことは、私は大変評価させていただくところであります。

県は、これまで約1年かけて、人口減少対策をはじめ、子育て支援について取り組んでこられました。今まさに少子化対策をはじめとする自然減対策、社会減対策など、県は人口減少対策をどうしていこうとするのか、注目するところであります。

県は、令和5年度当初予算編成に当たりまして、まず、「未来を担う子どもたちを守り育てる」として子ども支援をトップに挙げ、施策横断的に、みえ子どもまるごと支援パッケージとして、対前年度比22億円プラスの16%増の166億円を計上されたところであります。

そこで、みえ子どもまるごと支援パッケージ、子ども支援に込めた知事の思いについて、御所見をお伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 中森議員から、江戸川乱歩についてのお話をいただきました。三重県ゆかりの作家でございます。今年は、彼の作品を記念した書籍も発刊されると伺っております。

中森議員が二十面相の仮装で走られるということでございますけど、中森議員は二十面相というより明智小五郎という雰囲気を漂わせておられるんじゃないかと思っております。

さて、子どもについて御質問いただきました。

三重県の子どもは、間違いなく三重県の希望でありまして、未来でございます。私も皆さんのおかげがありまして、知事を1年半、曲がりなりにも務めさせていただき、様々な施策に取り組んでまいりましたが、このオレンジのリボンを年中つけるということでやらせていただいています。もう御承知のとおり、これは子どもの虐待を防止するリボンであります。

昨年、北勢児童相談所の一時保護所へ行かせていただきました。国児学園にも行かせていただきました。涙が出そうになりました。三重県はこんなに豊かです。私も、県民の皆さんのおかげで三度三度の御飯を食べさせていただいています。様々な理由で親から離れて暮らさなきゃいけない子どもたちが入っている施設がこんなに古いのかと。これは何とかせないかんという思いを持ちました。

そこで、令和5年度の大規模施設改修、私が知事になって初めての大規模施設改修の第1号として、国児学園を選ばせていただきました。もう築50年を超えている寮があります。そして、令和6年度は、北勢児童相談所の一時保護所の改修に着手したいと考えているところでございます。

そういった予算も織り込みまして、令和5年度は子どもや子育て支援に係る取組を積極的に進めていきたいということを考えておりまして、議員御指摘のように、行政展開方針の六つの注力する取組の1番目に子ども施策を掲

げさせていただいています。

対前年度比16%増、これは予算の中で伸び率ナンバーワンですね。そういった形でやらせていただいていますし、中でも、みえ子どもまるごと支援パッケージということで、様々な施策を一つのパッケージにしまして提示させていただいています。

41の施策がありますけど、26の施策が新規です。これは県庁の職員の人たちが本当に頑張って、新しい施策、どういうニーズが県民にあるのか、それに対してどういう対策を取っていくのかということ打ち出してくれたものであります。

こうした考え方、あるいはこのパッケージというのは、これからしっかりと、ますます毎年毎年充実させていきたいと思っています。

三重県で生まれた子どもたちが幸せに育って、三重県で生まれてよかったなどと思っていただけるように、この思いは、もう議場におられる議員の方々皆さん同じ思いであると思います。そういったことをこれからも執行部としてしっかりと取り組んでいきます。

先日も、子ども食堂を訪れさせていただきました。子どもたちはにこにこみそ作りに取り組んでいました。これを全県に広めていきたい。子ども食堂は数が増えています。これがいいことなのかどうか、議論はあると思いますけれども、でも、そこにやってくる子どもたちはいつも笑っている、こういうものをしっかりとこれからも続けていきたいと思っています。

この施策の中にはヤングケアラー、そしていじめへの対応、様々なものがございます。

先ほど議員から、平家物語のお話をいただきました。万葉集、山上憶良の歌があります。「銀も 金も玉も 何せむに まされる宝 子にしかめやも」。銀も、黄金も、玉も、宝玉も、そんなものは何のことはない、世の中で一番大事なのは子どもという宝であると、そういう思いで、これからも行政、しっかり対応していきます。

[44番 中森博文議員登壇]

○44番（中森博文） 御答弁ありがとうございます。

私もみえ県議会会出前講座のときに国児学園に行かせていただきまして、承知しているところでございますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

子どもに対する思い、知事からもしっかりとお聞きしたわけでございまして、しっかりと施策として具体的にお願いを申し上げたいと思います。

次に、市町が実施する「子ども医療費助成事業」に注目！という表現をさせていただきます。注目ということですので、どういうところかというところを質問させていただきますけれども、みえ子どもまるごと支援パッケージにおける子ども医療費助成への補助金につきましては、市町が実施する子ども医療費助成事業に要する経費補助のうち、未就学児の現物支給に係る児童扶養手当基準の所得制限を廃止することで、総額1億円強の市町の負担が軽減されるという施策でございまして、みえ子ども・子育て応援総合補助金が別にありますけれども、その約3億円とともに、市町にとって大変ありがたい施策と考えられます。

今回、この施策は、少子化対策をはじめとする自然減対策、つまり人口減少対策をどうしていこうとするのかの観点から、医療保健部による医療施策や子ども・福祉部による単なる子ども・子育て施策でもなく、戦略企画部としての強いメッセージと理解するところでございます。

そこで、この生み出された約1億円強の財源につきまして、市町が子育て支援に有効に活用し、人口減少対策につなげていただけるものと聞いておりますけれども、県としてどのような姿勢で取り組まれるのか、御当局の御所見をお伺いします。

〔安井 晃戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（安井 晃） 子ども医療費に対する県補助の拡充を人口減少対策につなげるためにどう取り組んでいくのかということについて御答弁いたします。

市町が実施する子ども医療費助成につきましては、県としても子どもが必

要な医療を安心して受けられるようにするために重要な取組と位置づけ、県から市町に対し経費の一部を補助してきました。

こうした中で、市町からは、県補助の拡充について以前から御要望をいただいているところであります。

一方、国の調査におきましては、子育てに係る経済的負担が少子化の要因の一つになっていることが報告されております。県が実施した県民への意識調査におきましても、希望する子どもの数と現実の子どもの数にはギャップがあり、その理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎる」という回答が最も多くなっております。

このため、人口減少対策におきまして、子ども医療費助成を含め、子育てに係る経済的な負担の軽減につながる取組は大変重要であると認識しております。

こうしたことから、議員からも御紹介がございましたが、県の補助を拡充することとしまして、令和5年度当初予算に必要な経費を計上いたしました。県としましては、このことにより市町の負担が軽減されるため、市町においてその財源を活用して、子ども・子育て支援を拡充していただくことで、人口減少対策のさらなる推進につなげていきたいと考えております。

取組に当たりましては、市町に趣旨を御理解いただくことが大前提であります。医療保健部と連携しまして説明会を開催し、負担軽減により生じた財源を活用して、ぜひ子育て支援につながる新たな取組や既存事業の拡充を実施していただきたいということで、市町にお願いをしてきたところでございます。

具体的な内容については、市町が主体的に判断することとなりますが、現時点では、子ども医療費や不妊治療費に対する助成の拡充、産後ケアの充実、予防接種の費用助成などに活用することを御検討いただいていると聞いておりまして、引き続き丁寧に対応していきたいと考えております。

今後も、県民の皆さんが安心して子どもを産み育てられる環境整備を進め、出生率の回復などにつなげていけるよう、これまで以上に様々な形で市町と

連携を深めながら取り組んでまいります。

〔44番 中森博文議員登壇〕

○44番（中森博文） 部長、ありがとうございました。

当該県民の方からすると、市町からいろいろと手当を頂いていることが県に変わったといえども、実感が実はその当事者はないわけですね。よほど市町が積極的な施策を講じなければ、この効果というか、狙いというのが、県民から見たら、その思いというのはやっぱりあると思いますので、そこはしっかりとやっていただかないといけないのではないかなと感じました。

改めて市町には施策の趣旨をしっかりとお伝えいただいて、地域の実情に応じた子育て支援に活用いただき、県、市町が一丸となって取り組んでもらいたいと思うところでございます。

次に、建設業における、工事現場の労働環境の改善！秘策は？について質問させていただきたいと思います。

さて、頻発化する風水害や切迫化する地震災害など、自然災害に備えが怠れません。地域の建設産業は、地域の守り手として、県民生活の安全・安心を確保する上で重要な役割を担っていただいております。先日の大雪の際には、早速と道路の除雪など雪氷対策を賜り、感謝するところでございます。

また、地域の基幹産業として経済や社会の発展を支えていただいておりますけれども、就業者の高齢化が進行しております、担い手確保が急務となっていると聞いているところでございます。

一方、厳しい経済環境に置かれております地域建設産業が今後も社会的使命を果たしていくためには、経営基盤の強化や、若者や女性に希望と誇りを持って働ける魅力のある産業として経営の安定化や労働環境の改善を図ることが重要と考えております。

そのような中、建設産業関係団体では、3年ぶりとなる新年行事が再開されました。その席で関係者から、新しい課題に苦慮されていることが報告されました。

それは、2024年4月には、働き方改革を推進するための関係法律の整備に

関する法律の建設業への5年間の猶予期間が終了し、罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されるということでございます。つまり、建設産業元請者に対しまして、工事現場などでの長時間労働には厳しい法的規制が加えられるということでもあります。

また、法律に対応していくためには、適正な工期を確保した上で、休日の確保や長時間労働の是正などの労働環境の改善が必要となります。特に、現場の天候や資材調達に左右される工事現場などでは、工期内完成を目指すため、場合によっては県外の下請をも考慮した労働力の強化が余儀なくされることにも陥ると。あわせて、担い手を確保していくためには、若者や女性が魅力を感じられるよう、建設産業現場での労働環境の改善が必要であります。

つまり、公共事業における適切な工期の設定や時間外労働に関する労働環境整備、県内企業育成の視点などを含め、発注者となる県の責任は大きいと考えます。

そこで、工事現場環境を含めた労働環境を改善するための県の取組について、御当局の御所見をお伺いいたします。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（佐竹元宏） 工事現場を含めた建設業の労働環境を改善するための取組について御答弁いたします。

地域の建設業は、県民生活に必要な社会基盤の整備・維持修繕はもとより、災害時の緊急対応など、県民の安全・安心を確保する上で重要な役割を担っており、先ほど議員が御紹介のとおり、先月の1月24日からの10年に一度といわれる大寒波では、県民の安全・安心、生活を確保するため、昼夜を問わず除雪や融雪作業を行っていただいたところでございます。

しかしながら、地域の建設業においては、就業者の高齢化や若年就業者の減少が進行しておりまして、担い手の確保が喫緊の課題となっております。また、働き方改革関連法により、令和6年4月から建設業へ適用される時間外労働の罰則付き上限規制への対応が急務となっております。

このため、建設業における休日の確保や長時間労働の是正、生産性向上な

どの労働環境改善に取り組み、喫緊の課題である担い手確保につなげていく必要があると考えております。

こうしたことから、県では、担い手確保を重要な課題と捉えまして、働き方改革の視点を加えて、令和2年3月に策定いたしました第三次三重県建設産業活性化プランに基づきまして、休日の確保や長時間労働の是正の取組として週休2日制工事や施工時期の平準化、生産性向上の取組としてICT活用工事などを進めておるところでございます。

若者の入職や定着には、しっかり休日が確保できる労働環境が必要なことから、平成28年度から週休2日制工事を導入し、段階的に対象工事を拡大しており、来年度は全ての工事で適用していきます。

適用に当たっては、あらかじめ週休2日を見込んだ工期の設定を行うとともに、週休2日で工事を行うことに必要な経費を計上することで、下請業者も含め受注業者に負担が生じないようにしています。

また、公共工事は年度末に工事量が偏る傾向にあることから、この期間に仕事が集中することで、長時間労働や休日が取れないといったことが起こらないように、施工時期の平準化にも取り組んでおるところでございます。

生産性向上の取組としましては、平成30年度からICT活用工事を本格的に導入しており、ドローンによる三次元測量やICT建設機械による施工など、作業各工程にICTを活用することで、現場作業の効率化を図っておるところでございます。

また、受注者向けに講習会を開催いたしまして、現場の省人化や作業時間の削減といったICT活用によるこれらのメリットを説明し、県内企業への普及に取り組んでおるところでございます。

加えて、現場においてICTの活用を推進することは、作業の安全性を高め、働きやすい現場環境に変えていけると考えております。

このほか、女性就業者等が働きやすい現場環境となるように、衛生面に配慮いたしました洋式便座で水洗機能などを備えた快適トイレの設置にも取り組んでおるところでございます。

今後も引き続き、地域の建設業が、若者や女性にとって魅力ある産業として、労働環境の改善を図りながら適正な利潤を確保していけるよう、国の動向を注視いたしまして、建設業界と意見交換しながら、しっかりと取組を進めてまいります。

〔44番 中森博文議員登壇〕

○44番（中森博文） 理事、どうもありがとうございました。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

私は昔、工事現場の経験もございまして、本当に天候とか現場環境に応じていろんな手だてが必要なと思いますし、ましてや女性の方々に現場に入っていてお仕事をいただくことに対しましては、ちょっと現場の対策、現場環境が遅れているのではないかなと思ってございます。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。やっぱり若い者が働きたいというような職場でないといけないと思います。ましてや公共工事はそうですね。そのようによろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それで、労働力というのか、工期を最優先というのは当然あるもので、約束した県内企業者で、何とかやるわ、やるわと言いながらも、天候の状況で追いつかなければ、もう県内の人手不足で、県外からやむを得ずお願ひするという事は約束違反ということで、元請業者がペナルティーを受けるんですね。ペナルティーですよ。そういうことが現実にあるわけでございまして、こういうことは今後いろんな方法で、もちろん県内業者は育成せないかんねんけれども、工期をあまりにも優先がゆえに、こういう事態が発生しているという現状があります。

それから、地元の建設業では、建築のほうですけれども、土木は比較的公共工事がほとんど、多いねんけれども、建築をやられている建設業者はほとんど民間の仕事をしているんですね。そうすると、民間発注による工期等については県が関与できないところがあるんですけれども、そういうこともしっかりと関与できる範囲というのはありますけれども、例えば建築確認申請時とか、工事管理されている方々、設計者に対しまして、県もいろんなア

アプローチできるのではないかなと思うんですよ。そこはやはり県としても、民間建築工事においても、やはり積極的な取組が私は必要かなと思います。これを要望させていただきますので、お願いしておきたいなと思います。

それから、地元では、伊賀白鳳高校に建築デザイン科を創設していただいた以降、昨年から土木や建築を学んだ卒業生を輩出していただきまして、地元の建設業等で採用、従事をしていただいているという状況について御報告させていただきますと思います。

今後も、若者が地元の三重県で就労して、もちろんお住まいをされ、技術の継承にもつながっていくことを大いに期待しているところでございます。

続きまして、県有施設の適正な維持管理について質問させていただきますが、これは資料をお持ちしましたので御覧いただきたいと思いますが、（パネルを示す）これが最低賃金の推移でございまして、二、三年前はちょっと横ばいになったんですけど、またぐんと上がったという様子があるのがわかりますね。ぐんと上がっています。これが、毎年ほど上がってきたというグラフでございます。

それから、（パネルを示す）建設物の管理に一番多い清掃員のほうは、最近、上がってきていると。これが清掃員の皆様方の単価というんか、労働賃金の推移でございます。

それから、警備員の方々は（パネルを示す）よく似た傾向でございまして、最近、ぐっと上がってきているというのが現実でございまして、2月14日でしたか、国土交通省によりますと、直接、官公庁の建築保全業務というんですけれども、直近の賃金実態を公表されて、清掃、警備員などの上昇が目立つとの報道がありました。

今日の人件費等の変動、高騰ですけれども、先ほど申し上げました最低賃金の2年連続の上昇、それから、社会保険料の適用拡大による労務費の増加に加えまして、資機材・エネルギー等の価格高騰と、当初契約時と現状時において大きな乖離が生じてきた。既に締結されている契約金額ではとても業務の維持ができない。また、厚生労働省や総務省からは、全国の都道府県に

対しまして、昨年11月、契約金額変更についての通知がなされております。

そのような中、去る1月12日、三重県ビルメンテナンス協会より、三重県に対しまして緊急要望が出されたところでございます。

そこで、国からの通知等を踏まえ、適切な価格に単価を見直して、県は契約金額の変更を検討すべきと考えるところであります。

県庁の清掃業務委託等につきましては、複数年の契約と伺ってございまして、こうした事例に該当する可能性が十分ございます。現時点での県の対応についてお聞かせいただきたいと思っております。御所見をお伺いします。

〔高間伸夫総務部長登壇〕

○総務部長（高間伸夫） 県本庁舎の清掃業務委託等の契約金額の変更の考え方について御答弁させていただきます。

まず、県本庁舎の清掃・警備業務や設備管理業務は、一般競争入札により選定いたしました受託事業者と3年間の複数年契約を締結しておりまして、それぞれ業務を実施しておりますところでございます。

清掃と設備管理業務は令和4年度から3年間、それから警備業務については令和3年度から3年間という契約に今なっております。

国や地方公共団体が発注いたします、今申し上げました清掃・警備業務、あるいは設備管理業務といったビルメンテナンス業務に係る事務の運用につきましては、厚生労働省が策定いたしましたガイドラインに示されておりまして、そのガイドラインでは、業務を実施する段階において最低賃金の改定ですとか労務単価、資材・機材等の価格変動を注視し、年度途中で最低賃金の改定があった場合は適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討するとされてございます。

先ほど御紹介がありましたとおり、令和4年の11月には、厚生労働省から、今般の最低賃金の引上げやエネルギー価格・物価上昇等を受け、受注者から契約金額の変更について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断して、積極的に対応するよう緊急依頼があったところでもございますし、ビルメンテナンス業界団体からも令和5年1月12日に同趣旨の緊急

要望があったところでございます。

本庁舎の清掃・警備業務ですとか設備管理業務委託契約においては、先ほど申し上げました厚生労働省のガイドラインを踏まえまして、契約書の中に物価変動に基づく委託料の変更を可能とする条項を盛り込んでおります。

今後、受注者の皆さんから契約変更の求めがあった場合は、厚生労働省からの緊急依頼ですとか業界団体からの緊急要望の趣旨を踏まえまして、協議に応じまして、適切に対応していきたいと考えておるところでございます。

〔44番 中森博文議員登壇〕

○44番（中森博文） 部長、ありがとうございます。

県庁舎の対応についてよく分かったわけでございますけれども、県有施設はほかもございまして、関係する部局へは、出納局のほうから周知をお願いしたいと思えますね。各部局から相談がありますので、よろしく願い申し上げておきたいと思えます。

県土整備部の関係の工事請負と違って経験が少ないというんか、経験がないというんか、そんな感じとちらほら聞いていますけれども、工事請負であれ、委託契約であれ、やはりこれは同じ対等の契約ですので、両者の話合いをしっかりとしないといけないと思えます。

それから、市町との維持管理契約についても同様の事態が起こっているんだろうと推測できるわけございまして、県は県内の市町に対しましてもこの趣旨を周知いただきながら、適切に対応していただくように、助言というんですか、よろしく願い申し上げながら、次の質問に入りたいと思えます。

次に、eスポーツはDX推進のさきがけ！と、ちょっと凝った題目にしたんですけれども、令和元年10月の代表質問で、当時、三重とこわか国体・三重とこわか大会の文化プログラムにおいて、「eスポーツはDX推進のさきがけ！」とも言える、全国都道府県対抗eスポーツ選手権大会の実施について質問させていただきました。

一昨年、2021年ですけれども、1月開催の戦略企画雇用経済常任委員会におきまして、三重県eスポーツ連合理事長の参考人招致をさせていただき、

e スポーツの振興策などについて意見を聴いたところで、意見交換をさせていただきました。

また、2021年10月、新築されました四日市市総合体育館で見事に全国大会が開催されまして、当時の青木議長と共に参加させていただきました。せっかくなので、これをちょっと見ていただきたいと思います。

(パネルを示す) 皆さんの肉眼で見えると思いますけど、前列に森市長も青木議長も見えると思いますけれども、前列に並んでいますわ。これは個人情報ではありませんけれども、前に並んでおります。これが開会式の様子でございます、(パネルを示す)これが、選手宣誓をしたときの写真でございますが、親御さんにも御了解を得ましたので、この写真、これやったら分からんなどと言いながら御了解を得まして、これはこの三重県代表選手でございます、真ん中にある、これは御了解を得た名前ですけれども、h a y a t o選手、当時小学5年生、この大会で三重県で唯一のメダリストになりました。ぶよぶよで銅メダルです。すばらしかったですね。

今日では、行政が積極的に関わりながら、e スポーツを活用した様々な社会問題の解決に向けた動きが広がっております。デジタル人材の育成、高齢者の健康維持や世代交流、障がい者の社会参加、地域活性化など、e スポーツは、年齢や性別、住んでいる地域などを問わない、誰もが気軽に参加できます。

例えば群馬県では、e スポーツを活用した地方創生活動とデジタル県としてのブランド向上を推進するため、庁内にe スポーツ・新コンテンツ創出課を設置して民間との連携を深めております。徳島県では、障がい者の社会参加、交流手段としてe スポーツを活用されております。また、徳島県、富山県では、e スポーツ自体の普及促進のため、推進費補助金交付制度を導入されております。

三重県といたしましても、昨年10月2日、デジタルの日一般社団法人三重県e スポーツ連合と協力していただいて、初めてe スポーツ体験イベントを実施していただきました。

しかし、この当初予算には、eスポーツ関係予算は見受けられないんですね。ちょっと探し切れませんでした。タイトルにありますように、「どうする？eスポーツ！」と言いたいのであります。また、eスポーツの窓口はどのようなと心配しているところでございます。

そこで、県として、今後、eスポーツの推進策については、三重県eスポーツ連合をはじめ民間企業との連携を深め、県民の問題解決や地域活性化に寄与する活動の取組を期待するものでございます。御当局の御所見をお伺いします。

〔三宅恒之デジタル社会推進局長登壇〕

○デジタル社会推進局長（三宅恒之） 今後、どのようにeスポーツを推進していくのかということに対しまして、御答弁申し上げます。

ここ数年、三重県内でも、eスポーツを取り巻く環境は大きく変わりつつあります。プロチームの発足や高齢者向けの大会の実施、eスポーツを活用した障がい者の就労支援、温泉宿泊施設を改装したeスポーツ専用スタジアムのオープンなど、様々な主体により、多くの取組が行われるようになってきております。

これまで県としましては、三重県eスポーツ連合をはじめとした関係団体と連携しながら、御紹介にありましたデジタルの日イベントでの取組や各種大会の後援、個々の事業者の取組支援などを行っていたところでございます。

eスポーツに関わる分野は広く、関係する団体も多いため、この1月に、県や市町、eスポーツを活用した障がい者の就労支援や高齢者の健康増進に取り組む団体、プロチーム、先ほどお話ししました専用スタジアムを開設しました温泉集客施設など11団体が集まりまして、取組の紹介やeスポーツの推進についての意見交換を行う会議をeスポーツ連合と県で開催いたしました。

会議では、イベント開催時における就労支援としての障がい者の参加や高齢者との交流、eスポーツ選手の定義や育成の研修プログラムの検討など、多岐にわたるアイデア、意見が出されました。互いに連携・協力できること

や共通の課題が多くあることが分かったことから、引き続きこうした意見交換会等を通じて、eスポーツ推進に向けての事業連携を行っていくことで意見が一致しました。

このため、県としましては、引き続きこれまでの取組を行うとともに、eスポーツに関わる団体同士の連携が地域の活性化や地域課題の解決につながるよう取り組んでまいります。

なお、窓口ということでございましたけれども、令和5年度からは、総務部デジタル推進局において関係部局と共に進めてまいります。

以上でございます。

〔44番 中森博文議員登壇〕

○44番（中森博文） ありがとうございます。

榊原温泉の神湯館で取組をされているということで、青木議員から、今日はそれを言うたほうがいいと言われていましたけれども、よろしく願い申し上げます。

次に、どうする？DX！と並べました。デジタルトランスフォーメーション、DXについての質問をさせていただきたいと思います。

先ほどもお話がありましたように、令和3年に鳴り物入りで始まったデジタル社会推進局、令和5年度は、行政のDX・社会のDXを総務部デジタル推進局が司令塔となり、雇用経済部などの関係部局との連携と、このように聞いてございます。

令和3年度末に三重県デジタル社会の未来像が、今年度はみえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画が策定されたところでございます。今まさにスタートラインに立ったものと感じております。

「どうする？DX！」と言いたいところでございますけれども、これから総務部デジタル推進局の司令塔の役割が期待されるのではないかなというところでございまして、今後も司令塔的な役割を維持しつつDXを推進していくとお聞きしております。

2年前に「あったかいDX」を掲げた田中CDOにDXの土台をつくって

いただきました。感謝、御礼を申し上げるとともに、そうした田中CDOのお言葉で、今後の三重県の社会のDX、三重のDXを語っていただければ。よろしく願い申し上げたいと思います。

〔田中淳一最高デジタル責任者登壇〕

○最高デジタル責任者（田中淳一） それでは、来年度以降、どのように社会におけるDXを推進していくのか、また、今後の県に対する期待と思いついて御答弁をさせていただきます。

県ではこれまで、行政のDX、社会におけるDXを両輪としまして、デジタル社会の形成に資する様々な取組を行ってまいりました。

行政のDXでは、県民の皆さんにデジタルの恩恵をできるだけ早く実感していただけるように行政手続のデジタル化を進めるとともに、県庁における働き方、仕事の進め方の変革を目指して、核となる人材の育成やビジネスチャット等のコミュニケーションツールの導入、データ活用基盤の整備など、DXを推進するための基盤整備を進めてまいりました。

社会におけるDXでは、令和3年9月、DXに取り組むための第一歩を踏み出すことを応援する、みえDXセンターを設置したほか、スタートアップの創出や育成、5G基地局整備のワンストップ窓口の設置、デジタルの日の取組など、県民の皆様や事業者の皆様がDXに取り組んでいただけるよう努めてまいりました。

また、令和4年12月には、先ほど御紹介いただきましたけれども、みんなの想いを実現する「あったかいDX」を基本理念に掲げまして、デジタル化による生産性の向上や効率化だけでなく、県民の皆様一人ひとりの自己実現を図る人間中心のデジタル社会を目指しまして、みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画、みえデジプランを策定したところです。

これらの取組によりまして、この2年間で、DXを推進するための土台を創り上げることができたと考えております。

来年度は、こうした土台の下、みえデジプランに基づきまして、人々の生活の中心となる「暮らし」、暮らしを支える「仕事」、社会を支える「行政」

の三つの分野の取組を関係部局において着実に進めていかなければなりません。

実行するに当たりましては、データの利活用に関する専門家や住民共創の専門家などに御協力をいただきまして、三重県デジタル推進フェローとして定期的にアドバイスをいただきながら、行政のDX、社会におけるDXを進めていくこととしております。

ここからは私の思いとなりますけれども、就任以降、あったかいDXの取組を進めるに当たりまして、県議会議員の皆様をはじめまして、県職員や様々な関係者の皆様に御理解、御協力をいただきましたことに深く感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

特にデジタル社会推進局の職員には、今後、全庁のロールモデルとなって、新しい働き方や新しい仕事の進め方を広げてほしいと思っております。

テクノロジーの進化は、著しく速いスピードで進んでおります。そう遠くない将来に、次世代モビリティであるとか、あるいはオンライン診療など、デジタル社会の進展によって県全域でどこでも不自由なく暮らせる未来というのがやってきます。そうした未来に向けて大切なことは、デジタルテクノロジーに人間が使われるのではなく、人間が自らの豊かさのためにデジタルテクノロジーを活用していくということだと思っております。私たちはこうした認識も踏まえまして、みえデジプランの策定に当たりました。

著しいスピードで変化していくデジタル社会、そんな未来においても選ばれる三重県であり続けるために、これまで築いた土台を礎として三重県が一丸となって、みえのデジタル社会の形成を進めていくことを期待しております。

私も残りの任期、全力を尽くしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

〔44番 中森博文議員登壇〕

○44番（中森博文） ありがとうございました。CDOの思いが、しっかり県庁内、県民に伝わったと思います。ありがとうございました。そして、お疲

れさまでございました。

昨年の10月でしたか、決算の総括質疑におきまして、我が会派の木津議員が、デジタル社会推進局の成果について質問させていただきましたね。思い出したわけでありますけれども。そのとき、木津議員がおっしゃった、あったかいDXを、そんなのあったかいて、こんなことを言われることのないようにというようなユニークな発言をされたので、いや、本当にあったかいDXというのはもう頭からもう離れられません、私はね。そんなことを思い出すわけでありますけれども、今後とも三重県のDX、本当に進めていただければと思うところでございます。

それから、話が変わりますけれどもと言わなあかんですよね、話が変わります。

三重県は、来年度より注力する取組に、「未来を担う子どもたち」と「県民のいのち」の次に、「賑わいのある観光」と掲げられたわけでありまして、その中で質問をするんですけれども、私の関心の高い国の登録有形文化財の建造物は、全国で多数登録されるようになってございまして、県内でも多くの市町で登録有形文化財の建造物が新たな観光資源としてなりつつあると感じております。

そこで、登録有形文化財の建造物の保存、修理のいろんな補助事業とかを調べておりましたら、いろいろ分かってきたことがございまして、文化庁のお話になっちゃいますので、ここはまあと思いますけれども、必ずと言ってよい観光資源となり得る日本遺産、世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産に関する観光振興事業指定都市というのがありまして、それを見たら、県内では、何と12市6町が指定されておるんですけれども、とどまっているとしか思えません。

今後、これも研究課題としていきたいなと思ってございますけれども、もとより三重県には、神宮をはじめ、世界遺産登録20周年を迎える熊野古道、御在所岳、湯の山・榑原温泉など、多くの観光資源や観光地がございます。

そこで、次の質問に入りますけれども、いよいよ！大阪・関西万博！につ

いての質問になるわけでありませう。

先日、2月9日ですけれども、三重県の関西事務所に立ち寄ってまいりました。来る大阪・関西万博についての取組状況をお聞きしてまいったところでございます。

また、昨年の代表質問で、大阪・関西万博の三重県の取組についても質問させていただいたわけでありませうけれども、その中で、観光・文化の魅力の切り口として関西広域連合により設置される関西パビリオンに三重県ブースを構えることを確認させていただいたわけでありませう。

県民の中でも、特に、私を感じるのか分かりませうけれども、より関西に関心の高いというのは、関西寄りの伊賀地域の県民に大阪・関西万博を期待している人が多いと感じております。

伊賀地域におきましても、伊賀上野城、ユネスコ無形文化遺産の上野天神祭、国定公園赤目四十八滝などの名勝がございます。特に三重県にゆかりのある、先ほど示した江戸川乱歩以外に伊賀忍者、松尾芭蕉、こういうのを題材とした展示は、必ず三重県の魅力が発信され、三重県の観光誘客につながるものと私は確信するところでございます。

令和5年度の当初予算の資料では、三重県の認知度向上や観光誘客、県産品の販路拡大につながるための情報発信拠点が設置されると記載されております。

そこで、万博を契機とした関西圏プロモーション強化事業について、三重県関西事務所での取組も含めて、関西圏での取組を充実すべきと考えております。御当局の御所見をお伺いします。

〔野呂幸利雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（野呂幸利） それでは、大阪・関西万博を契機とした関西圏におけるプロモーション強化の取組について御答弁させていただきます。

関西圏は、本県にとって地理的、歴史的、文化的にもつながりが深く、観光客や三重にゆかりのある企業も多いことから、極めて重要な地域であると考えております。

このことから、本県では、例えば商業施設とか商店街、ホテルにおける三重県フェアの開催など、観光誘客や県産品の販路拡大に向けた取組を関西圏で実施してきております。加えて、関西事務所では、企業やメディア等のネットワークの充実に取り組んできたところでございます。

今後、関西圏では、2025年に開催されますけど、御紹介のありました大阪・関西万博をはじめ、2029年に開業を目指す大阪IRなど、国内外の注目が集まるとともに、多くの集客が見込まれています。

本県としても、この好機を生かして三重の魅力を強力に発信するため、各部局が一丸となって、継続的に関西圏におけるプロモーションを強化していくこととしております。

そこで、今年度は、関西圏での効果的なプロモーションに向けて、大阪市内の人流やエリアの特性、消費動向など、基礎的な調査を実施しております。この調査では、やはり三重の食への関心の高さや物産展への来訪が旅行のきっかけになっていることなどが明らかになっていました。

この結果を踏まえて、令和5年度は、新たな取組として、人流やターゲットを見極めながら、例えば1か月程度、期間を限定して、梅田や難波など人通りの多い駅や商業施設に拠点を設置して、県産品の販売、三重の食をテーマとした体験企画の実施や観光情報の提供など、三重の魅力を発信します。

あわせて、関西圏の方々の物産や観光に関する傾向や、手法による効果を検証して、今後の観光プロモーションを強化する礎にもしたいと考えております。

今後は、市町や商工団体、事業者の皆さんとより一層連携して、これまでのネットワークを活用した三重県フェアやメディアを通じた三重の魅力発信にしっかりと取り組んでいきます。

また、令和5年度からは、政策企画部において全庁のプロモーションの推進に係る取組を総括し、部局横断的な調整を行う体制の下、関係部局と連携しながら、万博を大きなチャンスとして、さらなる県産品の販路拡大や観光の誘客にしっかりとつなげてまいりたいと思っております。

[44番 中森博文議員登壇]

○44番（中森博文） 御答弁をどうもありがとうございました。

関西事務所、しっかりやっていただいている様子が伺えましたので、どんどん皆さん本庁と連携を深めていただきながら、プロモーションをしっかりやっていただきたいと思います。

いろんなそういうことが、結果的に、観光という切り口でいきますと、三重の魅力、選ばれる、認められるとか、いろんなことが相まって訪れていただくということがあるわけですね。訪れていただくと、さらによく分かると。そうすると、場合によっては住んでみたいとか、働いてみたいとか。

昔、我が地域では、大阪の方が移住、転居をされたんですね。昔、ベッドタウンと言うたぐらいですのでね。ニュータウンができたということで、ほとんど大阪の方が人口の半分以上を占めるようになったわけでありまして。関西のこと、大阪のことを語れなければ、名張ではおられないぐらいになっています。そんな状況を踏まえた三重県の西の玄関口から、大阪・関西万博を応援しているということでございます。よろしくお願い申し上げたいと思います。

さて、続いての話ですけれども、昨年8月2日になりますけれども、我が会派の有志で、国土交通省近畿地方整備局、水野宏治道路部長、聞いたことがありますやろ、を訪問させていただいて、御栄転の祝意はもちろんですけれども、三重県在籍中の御功績を高く評価し、上手をしてくまして、その席で私、勝手ながら、道路部長ですので、名神名阪連絡道頼みまっせと、こんな話ですわ、関西弁で言わなあかんでね、関西弁。

それから、三重県新広域道路交通計画における名阪バイパス、それから、新たに展開されようとする中和津道路整備を要望してまいりました。

これを作ったんですわ。（パネルを示す）これ、御覧のとおり、私が言うまでもなく、場所はわかりますか、名神高速道路がこれですね。これが新名神高速道路ですね。名阪バイパスは赤色で、これを結ぶのが、この大きな丸、丸、丸と書いてあるので、ちょっと薄いんですけれども、名神名阪連絡

道路、こういうのが高規格で今準備されておりまして、この南が点、点、点というのは構想図で、国道165号まで点、点、点というような、これが流れです。

さっき言うた、中和津道路って何やって、中和幹線がここにありますやん。御存じの奈良県桜井市までできているんですけども、桜井から榛原、これが宇陀市、名張市があつて、伊賀市があつて、津市、中和津という、これがその道です。

名阪バイパスは名阪ですので、ここへバイパス、どこを通るか分かりませんので上へ書いてありますけれども、そんなことを図面化させていただいたところでございます。

一遍に話はできませんので、南北のお話をさせていただくと、名神名阪連絡道路、それから国道368号4車線化、これが南北です。

国道368号を先に話しますと、もう既に工事が進んでございまして、現場では起点とする名張市側の話をすると、国道165号までの起点のところ、中央分離帯の工事を残すのみとなって、もうほぼ完成です。

八幡というちょっと北のほうへ行くんですけども、伊賀市工区も橋を架けていますね。守田町のインターチェンジまで工事が進んでいただいておりますので、これの進捗については前にも質問しました。

これは本日はもう要望にとどめさせていただいて、今回は名神名阪連絡道路、前にも木津議員も質問してございましたけれども、昨年11月に有識者委員会が開催されまして、年度内に地域住民への意見聴取に着手されまして、先日、伊賀地域でも説明会がございました。今後は、その意見が整理され、有識者委員会が再開されて、概略ルートとか構造とかの検討が進められると聞いております。

そこで、地域住民への説明会の状況や概略ルート、構造の検討状況、今後の見通しについて、御当局の所見をお伺いします。

それから、ここでも資料は息継ぎになっていますけれども、通告は息継ぎしていませんので、続けて質問をいたします。

伊賀地域の東西ですよ。先ほど申しましたお話ですけれども、東西への名阪バイパスと中和津道路がございます、東西。

それから、記憶はもうすぐ飛んでしまいますので、もう一遍出しますけれども、（パネルを示す）もう一遍出さんと分からへんで、東西ですね。今さっき、南北と言いましたやろう。今度はこれ、名阪バイパス、これ、中和津道路、これをもう一遍頭の中に、ちょっともう一遍見ていただいて、質問に入らせていただきます。

名阪バイパスはもう積極的な取組を要望するに今日はとどめさせていただきながら、国道165号、中和津道路整備促進について改めて質問をしたいなと思います。

国土交通省は、強靱化、頻発化する災害やインフラの老朽化等の近々の課題への対応を踏まえた、主要な拠点間の広域的な交通を安定的に伝えることが重要として、三重県新広域道路交通計画に位置づけられたことについても御紹介をさせていただきました。

そのような中、昨年11月に奈良県宇陀市におきまして、宇陀市と名張市で構成する国道165号（中和津道路）整備促進協議会が発足しました。第1回の設立総会では、規約の規定とか、役員の構成とか、選任とか、事業計画が決定されました。

中和津道路の重要物流道路への指定とか、重点的な整備・機能強化を早期に実現するため、関係機関に対して整備事業の推進を強力に要請すると、このようなことが話されたということでございます。

そして、今後、2市の協議会が拡大して、三重県内、奈良県内を含む市がたくさん集まって、中和津道路整備促進期成同盟会に発展してほしいなと思うところでございます。

そこで、中和津道路につきまして、三重県としてどのように対応されるのかと、県の姿勢について御当局の御所見を併せてお願いいたします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（若尾将徳） それでは、まず、名神名阪連絡道路の検討状況

について御答弁いたします。

名神名阪連絡道路についてでありますけれども、昨年4月に重要物流道路に指定されまして、国や滋賀県と連携して、早期の計画の具体化に向けて、整備効果や地域の課題整理等の調査検討を進めているところであります。昨年11月16日に有識者委員会を開催しまして、道路交通課題など様々な課題について助言をいただいております。

本年1月12日から2月19日の期間では、沿線地域での住民説明会、地元や道路利用者からの意見聴取のほか、一般の方へのアンケート、民間企業、各種団体へのヒアリングを実施したところであります。

また、2月10日、先々週ですね、伊賀市で開催した住民説明会では、雨というあいにくの天気の中でありましたけれども、50名以上の住民の方々に出席していただきまして、早期実現への非常に熱い思いを聴かせていただいております。

今後の進め方でありまして、先ほどの委員会の助言を得ながら、意見聴取の結果の分析を行いまして、地域の課題や県民の皆様の行動等のニーズをしっかりと把握した上で、1キロメートルから2キロメートルの幅のルート帯を3案設定して、県民の皆様にお示ししまして、意見聴取を実施していきます。

そして、住民の方とか有識者の意見を踏まえまして、この三つのルートから一つのルート帯を決定していく予定でありまして、今後一層、国や滋賀県と連携を密にしまして、県外に接続する広域ネットワークの早期実現に向けて、計画の熟度を上げてまいります。

次に、中和津道路についての対応について答弁いたします。

中和津道路、これは国道165号で構成されておりますが、この国道165号は、大阪市を起点としまして奈良県宇陀市から名張市、伊賀市を経て津市に至る延長126キロメートルの幹線道路であります。関西圏と伊賀地域、中南勢地域を結ぶ地域間の交流・連携、経済活動を支える重要な道路であります。

このため、国道165号における奈良県桜井市から津市の区間を、令和3年

に三重県と奈良県が連携して、それぞれの県で策定した新広域道路交通計画で中和津道路として、広域交通の拠点となる都市などを連絡する一般広域道路ということで位置づけております。

議員に御紹介いただいたとおり、令和4年11月に、名張市と奈良県宇陀市の両市が、国道165号の改良に向けて、国道165号（中和津道路）整備促進協議会を設置したというのはお聞きしております。

この設置された協議会の御意見をお聴きしながら、まず、奈良県と連携して、中和津道路が抱える課題把握にしっかりと取り組んでいくとともに、これらの課題解決に向けた対策を検討していきたいと考えております。

〔44番 中森博文議員登壇〕

○44番（中森博文） ありがとうございます。時間配分も御協力いただきまして、ありがとうございます。しっかりとお願いしたいと思います。

再度、朝、先ほど言いました、イスラエルの子どもたちに将来の希望はとお尋ねしたら、何と答えが返ってきたと思いますかね。将来の希望ですよ。回答は、大人になりたいと。大人になって家族を守り、この国の役に立ちたいと。大人になりたいというのがイスラエルの子どもたちなんですよ。

このことを見ますとね、子ども・子育ての重要さをもう本当に実感するというんか、大切だなというのを感じました。そういうことを踏まえながら、三重県、しっかりと取り組んでいただきたいと思うんです。

時間もありませんので、知事にもう質問することはありませんけれどもね。1句を言わないかんもんで。1句を言いたいがためということなんですけどね。皆さんもお昼を回っていますので。それでは、期待されている人も多いので。

〔発言する者あり〕

○44番（中森博文） 期待されている方も中にはいますのでということです。

〔「期待しています」と呼ぶ者あり〕

○44番（中森博文） 「子ども皆 大人になって 春を呼ぶ」と。「子ども皆 大人になって 三重の春」かな。再度、言います。「子ども皆 大人になっ

て「三重の春」と。これで収めたいと思います。ありがとうございました。
(拍手)

休 憩

- 議長（前野和美） 暫時休憩いたします。
午後0時31分休憩

午後1時30分開議

開 議

- 副議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代 表 質 問

- 副議長（藤田宜三） 代表質問を継続いたします。34番 長田隆尚議員。
〔34番 長田隆尚議員登壇・拍手〕

- 34番（長田隆尚） 亀山市選挙区選出、草莽会派の長田隆尚でございます。

私のほうからも、トルコ・シリア地震におきまして、亡くなられた方には御冥福を心からお祈りしたいと思いますし、被災をされました方にはお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、まず、いつものとおり、リニア中央新幹線についてから、じっくりお話をしてまいりたいと思います。多分、全質問の半分以上はリニア中央新幹線にかかるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、三重県リニア基本戦略の策定についてということでお伺ひします。

令和5年度当初予算の「誰もが暮らしやすい社会をつくる」には、「リニア中央新幹線の早期全線開業に向けた取組」があり、そこに「リニア開業が本県の発展につながるよう、活用の考え方やめざすべき将来像を整理する『三重県リニア基本戦略（仮称）』を策定」とあります。

改めて、現在のリニア中央新幹線の全線開業までのスケジュールを示しま

すと、この図のようになります。（パネルを示す）今年中に計画段階環境評価書にて、概略ルート（3キロメートル幅）、概略駅位置（直径5キロメートル円）がJ R東海から示されることを目標とし、2026年までに具体的なルート及び駅位置の示される環境影響評価準備書が作成され、環境影響評価書が発表されることにより、J R東海による環境影響評価が完了し、2027年にはJ R東海から国土交通省に工事实施計画が申請され、国土交通省からの認可を受けた後、J R東海が名古屋―大阪間で建設工事に着手し、2037年の全線開業を目指すというスケジュールになります。これがこの図の上のほうになります。

先行する東京―名古屋間における他県のリニア戦略の策定時期、内容について調べますと、この図の下ようになります。今からその下のほうについて、ちょっと詳しく御説明させていただきたいと思います。

まず、岐阜県について見ますと、岐阜県は2009年7月、リニア中央新幹線を活用した地域づくりを考えるため、県、市町村、経済界、観光関係者、有識者で構成するリニア中央新幹線地域づくり研究会を設置し、2011年5月、リニア中央新幹線開業後の目指す姿やリニア中央新幹線を活用した施策展開の方向性をリニア基本戦略として取りまとめました。

そして、リニア中央新幹線を活用した地域づくりの第2段階として、2011年9月に、県、県内全市町村、経済団体、観光団体等から成る岐阜県リニア中央新幹線活用戦略研究会を立ち上げ、リニア中央新幹線の開業効果を県内に最大限に波及させ、岐阜県の地域づくりを戦略的に進めていくため、2014年3月に岐阜県リニア中央新幹線活用戦略を策定しています。

2011年6月7日にJ R東海が計画段階環境配慮書でリニア中央新幹線の概略ルート、概略駅位置を公表し、2011年9月27日、環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書を公表したことからすると、岐阜県では、概略ルート、概略駅位置が公表される前の段階でリニア基本戦略を策定し、2013年9月20日に環境影響評価準備書で具体的なルート及び駅位置が公表された後にリニア活用戦略を策定するという2段階でリニア戦略を策定したことになります。

その内容について見てみますと、リニア基本戦略の中では、三つの基本戦略として、リニアを活かした観光交流人口の拡大、リニアを活かした新たな住まい方の実現及びリニアを活かした産業活性化と地域づくりを支える基盤づくりを掲げ、次のステップであるリニア中央新幹線活用戦略において、リニア基本戦略を継承して、開業効果の波及が期待される観光振興・まちづくり、産業振興、基盤整備の3分野において、地域づくりの方向性を検討し、それぞれ活用戦略とそれを実現するために重点的に展開する施策をまとめています。

具体的には、観光振興・まちづくり戦略では、「東美濃ふるさと街道」、「いにしえ街道」、リニア中央新幹線の観光資源としての活用、岐阜県全域への観光振興効果の波及、観光誘客と連携した移住・定住人口の拡大、空き家のオフィス活用。

産業振興戦略では、業務機能誘致、本社機能誘致、行政中枢機能のバックアップ施設誘致、工場誘致、車両基地の地域経済への効果波及、建設段階の経済効果波及。

基盤整備戦略では、駅及び駅周辺整備、アクセス道路整備、県内鉄道交通ネットワーク強化、リニア岐阜県駅からのバスネットワーク整備が示されています。

一方、山梨県では、2013年3月に山梨県リニア活用基本構想を策定し、リニア開業後の山梨県の目指すべき将来像を展望し、その実現に向けた、リニア新駅及び周辺の整備や県内各地とのアクセスの強化、リニアを生かした活性化施策の方向性などを明らかにしています。すなわち、概略ルート、概略駅が示される計画段階環境配慮書が公表された後で、具体的なルート及び駅位置が示される環境影響評価準備書の公表される前に、リニア活用基本構想を策定したことになります。

内容は、産業等の活性化に向けた施策、定住の促進に向けた施策、観光・交流の推進に向けた施策に分けられ、産業等の活性化に向けた施策では、やまなしブランドの推進、ものづくり産業の海外展開等の推進、成長分野産業

の集積推進、知の拠点づくり。

定住の促進に向けた施策では、美しく魅力ある県土づくり、新たなライフスタイルに対応した住環境の整備、本県の将来を担う人材育成のための教育の推進。

観光・交流の推進に向けた施策では、誘客促進の強化、おもてなしの推進と地域資源の活用、インバウンド観光の推進、都市農村交流の推進が示されています。

また、長野県では、2013年3月策定のしあわせ信州創造プラン、これは長野県総合5か年計画に相当しますが、や長野県新総合交通ビジョンを踏まえて、2014年3月に長野県リニア活用基本構想を策定しています。

すなわち2013年9月20日に環境影響評価準備書で具体的なルート及び駅位置が公表された後に策定しているということになります。

その内容については、地域振興、基盤整備に分けられ、地域振興では、リニアを活かした産業振興として、学術・研究機関が立地する“知”の集積地、次世代産業の創出、アグリビジネスの推進、森林資源の活用、地域産業の活性化、内陸部の特性を活かした企業の拠点づくりが掲げられ、信州暮らしの魅力向上として、暮らしやすさのための環境整備、移住、二地域居住など多様なライフスタイルの実現、魅力ある景観の形成。広域観光の推進として、リニア駅を拠点とした観光ルートづくり、国内外からの誘客促進、山岳高原観光地づくり、リゾートMICEの誘致、リニアからJR飯田線へ乗換える旅、“おもてなし”が魅力の信州の旅、選ばれるための情報発信。

基盤整備では、魅力ある駅空間の創造として、長野県の南の玄関口としてふさわしい駅空間の整備、良好なアクセスの確保として、高速道路の活用、道路ネットワークの強化、JR飯田線の活用が示されています。

今、大まかにおのおの県の施策を紹介させていただきましたが、内容は、具体的なルート及び駅位置が示される環境影響評価準備書が公表される前までに作成された岐阜県リニア基本戦略と山梨県リニア活用基本構想はどちらかというと抽象的に示され、具体的なルート及び駅位置の示される環境影響

評価準備書が公表された後に策定された岐阜県リニア中央新幹線活用戦略と長野県リニア活用基本構想はより具体的に示されています。

もう一度、この図を見ていただきますと、（パネルを示す）三重県は、現在、概略ルート（3キロメートル幅）、概略駅位置（直径5キロメートル円）が示される計画段階環境配慮書が公表される前の段階ですが、岐阜県のように、概略ルート、概略駅位置が示される計画段階環境配慮書が公表されるまで、すなわち、現在の目標からすると、今年中に三重県リニア基本戦略を策定し、次のステップとして、環境影響評価準備書で具体的なルート及び駅位置が公表された後に、岐阜県リニア中央新幹線活用戦略のようなより具体的な戦略を策定していくのでしょうか。また、山梨県のように、概略ルート、概略駅位置が示される計画段階環境配慮書を公表されてはいるが、具体的なルート及び駅位置の示される環境影響評価準備書が公表されるまでに、やや抽象的というか理念的な基本構想を策定していくのでしょうか。また、岐阜県リニア中央新幹線活用戦略、長野県リニア活用基本構想のように、環境影響評価準備書で中央新幹線の具体的なルート及び駅位置が公表された後に、より具体的な内容を盛り込んだ形で基本戦略を策定していくのでしょうか。また、その内容につきましては、どの県も、観光振興、産業振興、基盤整備について触れられていますが、どのような内容になっていくのか、三重県リニア基本戦略のスケジュール感、方向性について、まず、知事にお伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） リニア中央新幹線によって、三重県の人たちの生活は劇的に変わっていくと思います。そして、三重県もリニア中央新幹線によって発展していくと考えております。

先ほど、他県がつくられた構想であるとか、あるいは戦略であるとか計画について議員から御紹介がございました。

三重県のやり方は、既に名古屋以東の各県がやった形に倣いまして、ええとこ取りといえますか、岐阜県とか山梨県にやや近い形になると思っております。

ます。すなわち、計画は、大きく言うと、二つに分けられます。

一つは、令和5年度に策定することを考えております三重県リニア基本戦略です。これは概略を示しましたが、それこそ基本計画でございます。岐阜県がリニア基本戦略として定め、山梨県が山梨県リニア活用基本構想として定めたものとほぼ同じようなものと考えていただけたらと思います。

そこから先に、環境影響評価手続、これはJR東海がやられるわけでございますけれども、それが終わった後に定めていく、例えば道路ネットワークでありますとか、あるいは駅前広場の在り方とかというようなことも含めました整備活用計画のような計画、これは1本になるかどうかはこれからの議論によって変わっていきます。すなわち、岐阜県のように三つつくるところもありますし、それから山梨県のように二つつくるところもあります。1本でつくってもおかしくはないと思いますけど、そんなものができてくるということですから、大きく言うと具体的な計画、これは環境影響評価の後につくるもの、それからその前につくる基本的な計画、この二つに分けられると考えています。

令和5年度につくることを目指しております基本戦略については、リニア中央新幹線活用の考え方とか、あるいは三重県がリニア中央新幹線によってどのような将来像を目指すのかということを整理するものにしたいと考えておりまして、言葉を換えますと、今後、三重県がリニア中央新幹線によってどう発展していくのか、県民の皆さんがそれを考える際のよすがになるものというふうにつくっていきたいと考えてございます。

具体的に申し上げますと、三重県駅が設置されて、リニア中央新幹線が全線開業することでもたらされる効果を県内全域にどうやって波及させていくのかということを示し、そして、リニア中央新幹線駅ができると自分たちの暮らしがどう変わっていくのかということを県民の皆さんに明らかにすることによって、リニア中央新幹線の有用性や利便性について認識してもらうものになりたいと考えているところでございます。

以前から申し上げますように、江戸時代、三重県は日本から人がたく

さん集まってまいりました。伊勢神宮を目指して、東海道も通っておりまして、伊勢街道も通っておりまして。伊勢別街道もございました。ところが、残念ながら、高度成長期に、新幹線も、名神高速道路も三重県を避けて通ってしまいました。東京から見ていると三重県は遠いところと考えている人がたくさんおりました。今度、リニア中央新幹線が来ることによって三重県に駅ができます。これで、三重県の発展は、また江戸時代のにぎわいを取り戻していくと考えています。

リニア中央新幹線によって、人の動きは革命的に変わると思います。例えば、三重県に住みながら首都圏とか関西圏への通勤とか通学も、これは夢の話ではないと思います。新しいライフスタイルが出てきます。

観光面においては、多くの方がリニア中央新幹線によって三重県に来て、そして泊っていただくと、そういうことを考えていかなきゃいけない。観光スタイルも変わります。さらには、多くの企業が、リニア中央新幹線の駅周辺だけではなくて、そこから一定の範囲のところに、研究所、あるいは工場などを造っていくと思っております。

住まい方ですとか観光振興、産業振興に大きな影響を持つリニア中央新幹線、そのそういった様々な効果を基本戦略の中で整理していきたいと考えておるところでございます。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） どちらかというとなら岐阜県型のようなパターンでやっていくというお答えでございましたが、そこでもう1点だけちょっと確認したいのが、岐阜県の場合は、県、市町村、経済界、観光関係者、有識者等で構成するリニア中央新幹線地域づくり研究会を設置しながらやっていったわけですが、今年か来年度の基本戦略については、県だけでやっていくのか、ほかの団体も一緒にやっていくとかその辺のところの方向性はいかなうのでしょうか。

○地域連携部長（後田和也） 現在のところ、まずリニア推進本部という庁内組織を立ち上げておりますので、基本的にはそちらのほうで素案のような形

で検討を進めていき、しかるべき段階で有識者の方の御意見を聴いたり、あるいは市町や関係の方々の御意見を聴いたりというような形で作り上げていきたいと考えております。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） 分かりました。

じゃ、そういうような形で、まずは概略でもあるからということですが、皆さんの意見を聴きながら進めていただきたいと思います。

それでは、それに伴いましてといいますか、全体の方向性についてはお伺いしましたので、続きまして、具体的な「駅及び駅周辺の整備」「アクセス道路、鉄道等のネットワーク」の考え方について、少し踏み込んで、再度お伺いしたいと思います。

まず、岐阜県では、駅及び駅周辺の整備につきましては、リニア中央新幹線活用戦略の基盤整備戦略の中で、次のように整理されています。

駅を岐阜県独自の魅力を発信するランドマークとして整備、乗換えの機能を重視した駅・駅前広場の整備、駐車場を必要数確保、レンタカー施設、バス、タクシーの乗換えスペースの整備、観光案内所、物産販売店、飲食店の整備、「清流の国ぎふ」が感じられる空間の整備など、です。

そして、リニア中央新幹線活用戦略の翌年に作成されたリニア岐阜県駅周辺整備基本計画には、駅周辺整備の基本方針として、岐阜県の東の玄関口としての駅・「清流の国ぎふ」を感じさせる駅という形の中で、県内及び隣接県の主要都市や観光地への広域アクセス拠点としての整備、県外からの訪問者に「清流の国ぎふ」という岐阜県のイメージをアピールできるような駅、県産素材を活用するなど、岐阜県独自の魅力を発信するランドマークとしての整備、駅からの眺望を重視し恵那山などの自然景観と融合した駅前広場や親水性のある空間を整備。

そして、コンパクトかつ交通結節機能を重視した駅として、コンパクトな空間に必要な機能を備えた、利用しやすい駅・駅前広場、観光客などの駅利用者が円滑に乗換えができるよう、交通結節機能を重視した整備、段階的な

整備が可能な施設については、リニアの建設段階や開業後の状況を見ながら、ニーズに対応した整備。

そして、利便性に優れた駅として、二次交通（鉄道・バス・タクシー・レンタカー等）と円滑に乗換えができる駅前広場、リニア駅と在来線美乃坂本駅を結ぶ連絡施設を設置、公共交通と私的交通の交錯回避、来訪者の利便性向上のため、各駅前広場での交通機能を分担、自動車、歩行者の動線を考慮し、リニア利用者や地域住民が利用しやすい駅。

そして、にぎわいのある駅として、来訪者の求める情報やサービスが十分に提供されるとともに、岐阜県をPRできる駅、地元の特産品や工芸品などの土産物を買うことができる施設を整備、リニア利用者だけでなく、在来線利用者などの地域住民も集う交流拠点の整備を検討と書かれています。

また、アクセス道路については、2027年度の名古屋開業を見据えリニア岐阜県駅から県内全域への道路アクセスを強化、南北アクセス軸を形成するため濃飛横断自動車道を新たに建設、東西アクセス強化のため、一般国道19号瑞浪恵那道路を整備、その他優先度を勘案しながら駅のアクセス圏域拡大のための道路を計画。

そして、県内鉄道交通ネットワーク強化については、リニア岐阜県駅への停車本数の確保、速達型列車の停車についての働きかけの実施、岐阜駅—美乃坂本駅間の直通列車の運行、特急「しなの」の美乃坂本駅停車など、在来線の輸送力強化についての働きかけの実施、駅のバリアフリー化。

そして、リニア岐阜県駅からのバスネットワーク整備につきましては、リニア岐阜県駅を、県内や長野県の観光地への長距離観光バス拠点として整備、観光目的と生活目的を分離したバス乗降場を整備、リニア開業に伴う路線バスネットワークなどの検討と書かれています。

一方、長野県では、駅及び駅周辺の整備について、長野県リニア活用基本構想において、魅力ある駅空間の創造～駅及び駅周辺の機能・施設のあり方～として次のように整理されています。

まず、方針として、長野県の南の玄関口としてふさわしい駅空間の整備、

長野駅に必要な機能・施設の検討課題としまして、長野県らしさ・伊那谷らしさを出すために、伊那谷の自然や駅周辺の景観と調和した“長野県らしさ・伊那谷らしさ”が感じられ、来訪者の心に残る駅舎デザイン、駅舎内装への県産材の利用、アルプスを背景に天竜川を通過するリニアの車両を駅構内から眺望できる施設の設置。

広域交通・地域振興の拠点という観点からは、駅周辺地域のみならず県内外の広域的な観光案内や鉄道・道路案内など、様々な情報をワンストップで提供できる総合案内施設の設置、地域の特産品などの土産物が購入でき、待合室機能を併設した物産販売施設の設置、JR飯田線との円滑な乗換えを実現するための分かりやすい案内表示の設置等による連絡機能の強化。

それともう1点、長野県駅の周辺に必要な機能・施設の検討課題としましては、伊那谷ならではの“食”を提供できる飲食店の設置、県外からの来訪者に伊那谷の豊かな自然を実感してもらえようような、地域の特色ある草木の植栽、アルプスの山並みなど、美しい景観の眺望の確保。

広域交通・地域振興の拠点としては、リニアと自家用車、バス、タクシー、レンタカー等との乗り換えが円滑に行える駅前広場の整備、適切な需要予測に基づく、十分な台数が確保できるバス・タクシープール及び駅周辺駐車場の整備、駅周辺に活気をもたらすための、駅乗降客だけではなく地域住民の利用も前提とした、野菜、果物、特産品等を販売する賑わい施設の設置。

一方、アクセス道路、鉄道等のネットワークにつきましては、高速道路の活用として、まず、高速道路へのアクセス性向上として、中央自動車道や三遠南信自動車道を利用し、長野県駅や伊那谷の各地への速やかな移動を確保するため、高速道路インターチェンジへのアクセス道路整備。高速道路と各地域の連携強化として、高速道路と各地域の接続点を増やし、連携を強化するため、現在、いくつかの市町村で検討されている中央自動車道のパーキングエリア等へのスマートインターチェンジの設置について、その実現に向けた調整。駅勢圏の拡大に向けた高速道路の整備として、愛知県や静岡県からの長野県駅利用者を誘発するなど、駅勢圏の拡大にもつながる三遠南信自動

車道の整備を促進。

そして、道路ネットワークの強化としましては、伊那谷における広域的な連携を進めるため、各市町村等による地域活性化の取組と連携して、様々な地域を円滑に結ぶ道路ネットワークの強化。また、伊那谷を南北に結ぶ国道153号は、並行する中央自動車道の代替路線として、現在も重要な役割を担っており、将来は長野県駅の主要なアクセス道路となることから、国と連携しながらその整備について検討。

そして、J R飯田線の活用につきましては、リニアから在来線へ乗換える鉄道利用者の利便性を高めるため、J R飯田線への新駅設置の検討を進めるなどし、長野県駅とJ R飯田線との円滑な乗換えの実現。J R飯田線の利便性向上として、リニアのアクセス路線であるJ R飯田線の利便性向上、高速化、快適性の確保に向け、営業主であるJ R東海との調整。そしてもう一つ、J R飯田線の活性化として、地域住民の足として欠かすことのできないJ R飯田線の利用促進や首都圏、中京圏からの誘客の促進など、J R飯田線の活性化に向けた取組を行う、と書かれております。

また、山梨県では、リニア新駅のプラットホームや出入場口、それを結ぶエレベータ、さらにはトイレなどの駅として必要な施設は、J R東海が整備します。

山梨の観光・物産情報などを駅利用者提供する情報発信機能や商業機能など、地域振興につながる施設は、地元が負担して整備することとなります。

地域振興につながる施設としては、国内外から訪れる人々が、山梨の素晴らしさを再発見するとともに、山梨のイメージアップにつながるよう、本県の産業、文化、観光、特産品をはじめ、各地へのアクセスなど様々な県内情報を提供する観光案内・インフォメーション施設のほか、本県の特産品を展示、販売する施設などの整備を検討していきます。

また、駅利用者のためのレストラン、喫茶店、コンビニエンスストア・売店などの商業施設、ATMなどの金融サービス施設、待ち時間を快適に過ごすための施設などについて、民間企業などの参入意向なども踏まえ、設置を

検討していきます。

そして、今後、リニア新駅及び周辺の整備において、施設内容や規模、費用負担などについては、県や市町村、経済団体などの関係者において協議していきます。

また、リニア新駅に整備する施設の配置や構造とともに、駅の外観や意匠などについても、駅の設置者であるＪＲ東海と協議していきます、と書いてあります。

一方で、アクセス道路、鉄道等のネットワークについては、ＪＲ身延線へのアクセス強化、道路交通によるアクセス強化として、リニア新駅と県内各地との円滑な移動を確保するとともに、できる限りの時間短縮に向け、道路整備を推進します。特に、都心と１時間程度に結べるよう、リニア新駅と県内各地とを概ね30分で連絡可能なアクセス30分圏域の拡大を目指します。

道路整備にあたっては、まず、リニア新駅と県内各地とを短時間で結ぶための高規格道路及びＳＩＣ等の整備を積極的に進めます、と書かれています。

そこでお伺いしますが、三重県としまして、駅及び駅周辺の整備については、どのようなコンセプトの下で、どのような機能を持たせて整備していく予定なのでしょうか。

また、山梨県では、リニア新駅のプラットホームや入出場口、それを結ぶエレベータ、さらにはトイレなど駅としての必要な施設は、ＪＲ東海が整備します。山梨の観光・物産情報などを駅利用者に提供する情報発信機能や商業機能など地域振興につながる施設は、地元が負担して整備することとなりますと、整備における役割分担も示され、今後、リニア新駅及び周辺の整備において、施設内容や規模、費用負担などについては、県や市町村、経済団体などの関係者において協議していきます。また、リニア新駅に整備する施設の配置や構造とともに、駅の外観や意匠などについても、駅の設置者であるＪＲ東海と協議していきます、と書かれています。三重県としては、その役割分担をどのように考えているのでしょうか。

例えば、三重県、亀山市、民間等が、どのように役割分担して担っていく

のがよいと考えているのか。また、アクセス道路の整備、鉄道とのネットワークについて、どのような視点に基づいて進めていくのか。

来年度は、地域連携部も、地域連携・交通部と名称が変わるということで、地域連携部長のほうにお伺いしたいと思います。

〔後田和也地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（後田和也）** リニア中央新幹線に関しまして、駅及び駅周辺の整備、それからアクセス道路、鉄道等のネットワークの考え方について御質問をいただきました。

リニア中央新幹線三重県駅開業の効果を県内全域へ広げていくためには、高速道路をはじめとする県内の道路ネットワーク強化や、既存の鉄道やバス、タクシー等、二次交通とのスムーズな結節により、目的地までの速達性を高めていくことが重要であると認識しております。

また、三重県の新たな玄関口として、駅や駅周辺施設をどのような空間にしていくかといったコンセプトの検討をはじめ、乗換えがスムーズにできる駅前広場の整備でありますとか、観光案内、特産品の販売など、駅周辺施設に求める機能の充実についても、将来の三重県駅来訪者への利便性向上につながる重要な要素として、今後しっかりと議論していく必要があると考えております。

一方で、先ほど知事からも御答弁申し上げましたが、こうした駅及び駅周辺整備、アクセス道路の整備や鉄道とのネットワークにつきましては、JR東海が進めます環境影響評価で、駅位置でありますとかルートが決まるとないと具体的な検討ができないというところもございますので、今後、環境影響評価の進捗に応じまして、決定事項に応じた速やかな議論ができるよう、課題の整理など現時点でできることから順次進めていきたいと考えております。

また、駅及び駅周辺整備を県、JR東海、地元市町などがどのように役割分担して進めていくのが適切かについても、今後、名古屋以東の例も参考にしながら、関係者間での協議、調整を進めてまいりたいと考えております。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） ありがとうございます。

まだ、今の段階で、どこに駅ができるか分かっておりませんので、当然、仕方ないと思いますが、基本戦略ということの中で本当の将来の未来像をつくるということになります。ただ、それが絵に描いた餅にならず、それが実現できるような計画にさせていただくとともに、そこをどこが担っていくのかということも踏まえた上で、実現可能な計画にしていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、リニア中央新幹線の最後としまして、今度は、リニア中央新幹線に関する今後の情報の発信、気運の醸成について、お伺ひしたいと思っております。

先ほど、令和5年度当初予算の「リニア中央新幹線の早期全線開業に向けた取組」には、「『みえリニア応援クラブ』の会員と連携した啓発活動などを通じて県民の皆さんの気運を醸成」してまいりますとも書かれています。

みえリニア応援クラブの会員募集のチラシには、主な啓発活動として、リニア中央新幹線の啓発動画などの発信、リニア中央新幹線の啓発イベントへの参加・参画とありますが、今後はどのようにリニア中央新幹線に関する情報を発信し、建設の気運を高めていくのでしょうか。また、みえリニアポータルサイトで、三重県におけるリニア中央新幹線の情報発信やリニアクイズなどが展開されていますし、三重県のホームページにもバナーがあり、リニア啓発動画が流されていますが、こちらについても今後どのように活用していくのでしょうか。

山梨県ではフェイスブックも活用しているとのことですが、来年度以降、どのように情報発信し気運を醸成していくのか、地域連携部長にお伺ひしたいと思っております。

〔後田和也地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（後田和也） リニア中央新幹線に関しての情報発信、それから気運の醸成について御質問をいただきました。

御紹介いただきましたみえリニア応援クラブにつきましては、リニア中央新幹線の県内駅位置の早期確定及び一日も早い全線開業に向け、県民の皆さんと一緒に気運醸成を図っていくことを目的としており、現在、約400名の会員がいらっしゃいます。また、令和3年度には、新たにみえリニアポータルサイトを開設し、リニア中央新幹線のPR動画の掲載や県からの情報提供の場として活用しているところでございます。

また、亀山高校システムメディア科の生徒の皆さんと連携した取組も進めております。昨年度は、リニア中央新幹線三重県駅をPRする看板デザインの作成に協力いただき、亀山サンシャインパークなど県内の高速道路パーキングエリアで掲出しているところでございます。今年度も新たに、みえリニア応援クラブのPRチラシでありますとか、PRグッズのデザイン制作に意欲的に取り組んでいただいているところでございます。

さらに、皇學館大学で、地域課題解決を体験的に学ぶ学習プログラムのテーマとして、リニア中央新幹線に取り組んでいただいております。今年度は、学生の皆さんが三重県駅の候補地である亀山市に現地視察を行っていただきまして、市の担当者との意見交換なども行っております。

今後は、山梨県をはじめ先進県の取組も参考にしながら、これまで取り組んできた若い世代との連携に加え、先ほど取り上げていただきました来年度策定しますリニア基本戦略、これも広報ツールの一つとして十分活用できるのではないかと考えておりますので、そういうものも活用しながら積極的に情報発信するなど、幅広い世代の県民の皆さんとの気運醸成に取り組んでいきたいと考えております。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） それでは、ぜひとも計画を立てていただくとともに、気運醸成につきまして、どんどん頑張っていっていただきたいと思います。

では、次の項に移りたいと思います。

三重県地域公共交通計画の策定について、お伺いしたいと思います。

令和2年11月、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、

地方公共団体による地域公共交通計画、マスタープランの作成が努力義務化され、乗り合いバス等の補助制度と地域公共交通計画の連動化がなされ、県が主体となって広域的な地域公共交通計画を策定し、広域バス路線について位置づける必要が出てまいりました。

この地域公共交通計画とは、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする地域公共交通のマスタープランで、計画のポイントとしては、地域における輸送資源の総動員、すなわち従来の公共サービスに加え、地域の多様な輸送資源、自家用有償旅客運送であったり、福祉輸送であったり、スクールバス等も計画の中に位置づけていく。そして、住民の協力を含む関係者の連携、すなわち住民のニーズを的確に反映させるだけでなく、住民主体による公共交通の検討や運営の関与等、そして定量的な目標の設定、毎年度の評価、すなわち利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定と毎年度の評価、分析等の努力義務化がされたということになっております。

三重県におきましては、令和6年度から令和10年度の5年間を計画の期間、三重県全域を対象とする三重県公共交通計画を令和5年度に作成し、令和6年度に開始すべく、本年度から現状把握、整理、移動実態ニーズの把握、課題の整理と方向性の検討を開始していると思っておりますが、まず、現在どのような状況で、どのような内容を調査し、どのような課題が出てきているのかをお伺いしたいと思います。

〔後田和也地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（後田和也）** 三重県地域公共交通計画の策定状況でございますが、現在、策定に向けて現状調査をしております。人口動態や通勤通学の流動、交通空白地の状況など地域特性等を整理するとともに、各市町における公共交通に関する取組状況等について調査を実施しております。また、県民の移動実態やニーズを調査するための県民アンケートや、事業者の現状やニーズ等を把握するための事業者ヒアリングを実施しているところでございます。

現在、まだ調査中ではありますが、現時点で明らかとなってきた課題として、例えば、一つ目として、県民の移動は居住している市町の中の移動が多いため、地域内の公共交通の充実が必要であること、それから二つ目として、地域内の公共交通と幹線バスや鉄道等の広域公共交通とのスムーズな接続が必要であること、それから三つ目といたしまして、人口減少やコロナ禍での行動変容を踏まえて、大量輸送を前提としない新しい移動サービスの検討が必要であること、それから四つ目として、利用できる環境にあっても公共交通をなかなか利用されない人が多いという状況がございまして、利用促進のための情報発信などに工夫が必要であること、こういったことなどが課題として挙げられるところでございます。

来年度、令和5年度は、こうした調査結果を通して明らかとなった課題を解決するために、国や市町、交通事業者、住民代表、学識経験者等をメンバーとします三重県地域公共交通協議会で議論いたしまして、地域の特性に応じた持続可能な移動手段の確保ができるよう、地域公共交通計画の策定を進めていきたいと考えております。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） 今、四つほど課題をいただきました。

それを踏まえて、来年度はその課題が解決できるような形で話を進めていただきたいと思えます。

また、その一方で、今国会に、地域公共交通機関の再構築に向けた、地域交通の活性化及び再生に関する法律の改正案が提出されています。この改正案では、不採算のローカル線を抱える沿線自治体に対して、廃線を検討する場合は、バス高速輸送システム、BRTに転換する費用の一部を補助する、存続する場合でも、駅舎改築や列車の高速化といった費用について、利便性の向上や収支の改善が見込まれると実証することを条件に、一部を社会資本整備総合交付金で支援することができるようになります。

現在、関西本線につきましては、関西本線の利用促進に向けた取組を検討、協議するため、新たに、JR西日本、伊賀市、亀山市及び三重県が参画する

関西本線活性化利用促進三重県会議が設置されていますが、このような試みについても、この計画の中にも盛り込んでいかれるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○**地域連携部長（後田和也）** 来年度策定を予定しております三重県地域公共交通計画につきましては、公共交通全般の今後の在り方について策定する予定でございます。鉄道に関しては、今、御紹介がありました、国でも新たな制度改正等が行われておりますので、その動きも踏まえつつ、また御紹介いただきました関西本線活性化利用促進三重県会議で検討を進めている今後の利用促進に向けた方策等についても、計画の中に盛り込んでいければと考えております。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○**34番（長田隆尚）** 分かりました。

ぜひとも、公共交通の維持・確保に向けた取組を推進していただきたいと思います。

それでは、大きな3番目の項、コロナ禍における消費拡大施策を振り返ってに入らせていただきたいと思います。

令和元年12月に武漢市で新型コロナウイルス感染症が発生し、はや3年が経過しました。

その間、様々な感染症拡大予防対策が実施され、それに伴った経済対策、支援策が実施されてきました。そんな中で、直接消費者への還元施策として行われたものとしまして、令和3年7月8日に開始された観光局のみえ得トラベルクーポン、昨年12月1日に開始された環境生活部のみえ省エネ家電購入応援キャンペーン、そして、今年1月中旬から開始された医療保健部のみえ生活衛生サービスクーポンがあります。

観光局のみえ得トラベルクーポンは、旅行支援キャンペーンの一環として配布されており、キャンペーンを利用した旅行者は、旅行時に宿泊施設などでクーポンを受け取るという制度です。

環境生活部のみえ省エネ家電購入応援キャンペーンは、対象店舗で、対象

品目の省エネ家電を購入すると、購入した対象店舗から購入者がチケットを受け取り、チケットから購入者が申請フォームにアクセスして申請を行うことによって、キャッシュレスポイントを購入者が受け取るという制度で、消費者が購入代金を先に払い、後からキャッシュレスポイントを受け取るという制度です。

一方、医療保健部のみえ生活衛生サービスクーポンは、県民が事前申込みによりクーポンを取得し、利用時にクーポンによる支払いを行うことで、県民が割引を受けるといった制度です。

県民、消費者から見ますと、いずれも消費意欲が高まり消費拡大につながるという観点からは、経済対策として好ましい制度であると思えますが、役務を提供する企業側から見ますと、その制度には、必ずしも好ましいというものではなかったというような意見もありました。

まず、利便性について見ますと、みえ省エネ家電購入応援キャンペーンについては、負担があるとすれば、対象店舗は、みえ省エネ家電推進協力店舗となり、省エネ家電の省エネ性能や省エネにつながる使い方を来店者等へ丁寧に分かりやすく伝える必要があるということとキャッシュレスポイントの申請チケットを購入する者に配布することぐらいで、企業にとってはそう負担はかからない制度です。

また、みえ得トラベルクーポンは、令和3年の開始当初は、クーポンへの使用済み押印、半券の保管、郵送等換金に係る事務がありました。令和5年1月10日の全国旅行支援再開時には、名称を、おいでよ！みえ旅クーポンに変更するとともに電子クーポンが導入されたことで、捺印や半券の保管、郵送等が不要となり、大きく負担が改善されています。

しかし、みえ生活衛生サービスクーポンは、おいでよ！みえ旅クーポンで電子クーポンが導入された後の1月中旬からの開始にもかかわらず、電子クーポンではなく、クーポン券の半券を取りまとめて請求書を作成するという手間が残ったままの制度です。

また、換金性について見てみますと、みえ省エネ家電購入応援キャンペー

ンは、売上げ時においてお金をいただきますので全く問題はありません。

一方で、みえ得トラベルクーポンは、請求を月に2回行い、締めが約1か月後の精算ということで、当初は、売上げ後1か月から1か月半後の精算でしたが、その後、令和5年1月10日に、おいでよ！みえ旅クーポンに変更されてからは、電子クーポンが導入されたため、月2回の請求はそのままですが、入金、精算までに必要な期間は、締め後約3週間と1週間短縮されたため、売上げ後3週間から5週間へと短縮がされています。

そんな中で、みえ生活衛生サービスクーポンは、使用期間が2月末日までで、請求は1度限りの3月10日締切り、3月24日支払いと、入金されるまで売上げ後3週間半から10週間ほどかかるという制度です。

今、三つの制度について紹介させていただきましたが、そもそもシステム構築時において、どういう観点から、例えば、利用者の利便性、取扱い店舗の利便性、換金性、制度設計を行ったのでしょうか。また、他府県の制度、他部局の制度とかは参考にしなかったのでしょうか。そして、総予算における事務費等を除いた実質の事業費は、おのおのどれぐらいを想定したのでしょうか。おのおのの制度について、お伺いしたいと思います。

なお、観光局につきましては、途中でシステムを変更し、電子クーポンの導入をしていますが、その経緯について、そして電子クーポン導入時に、例えば締切りの頻度を増やすことや締め後の入金までの期間をもっと短縮するようなことは考えなかったのかも含めて、お伺いしたいと思います。

〔中野敦子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（中野敦子） 私からは、みえ省エネ家電購入応援キャンペーンの制度設計について御答弁を申し上げます。

省エネ家電の普及促進に当たりましては、以前より、家電販売店や三重県電器商業組合等と意見交換を行ってきておりまして、令和4年4月からみえ省エネ家電推進協力店舗制度を開始しております。国の補正予算を活用しました今回のキャンペーンの実施に際しましても、県民の皆さんに分かりやすく、また、店舗にとってはなるべく負担とならない制度にしてほしいとの要

望をいただいております。

制度設計におきましては、これらの要望を踏まえまして、令和3年度に農林水産部が実施されたキャンペーンや他県で行われておりました同様の取組を参考にするとともに、デジタル技術の活用につきましては、デジタル社会推進局とも相談を行っております。

また、次にキャンペーンに係る事業費に関してですけれども、総額5億3500万円に対しまして、事務局経費等を除きました約8割の4億4000万円をキャッシュレスポイント等として交付することとしております。なお、このキャンペーンの周知ですとか、あるいは申請方法については、様々なお問合せもいただいております。

今後もこのキャンペーンが広く御利用いただけるように、スムーズな実施に取り組んでまいりたいと考えております。

〔増田行信雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（増田行信） それでは、私から、おいでよ！みえ旅クーポン等についてお答えいたします。

みえ得トラベル地域応援クーポン、おいでよ！みえ旅クーポンは、旅行割引事業を利用しました県内外の観光客に対し、土産物店、飲食店、観光施設等での消費を促進するために配布したクーポンでございます。これまでに延べ約235万人の方に利用いただいております。

このクーポンの実施に当たりましては、特に最初は、紙クーポンといたしましたが、この理由としましては、やっぱり利用者、事業者、共に取扱いが慣れていたということから、まず紙クーポンとして実施いたしました。その際には、国から不正利用防止対策の徹底というのが求められておまして、安全性の高い様々な偽造防止策を施しました特殊な用紙を用いております。

また、観光事業者支援というこの事業の趣旨を踏まえまして、コロナ禍で厳しい経営状況にある事業者に寄り添うように精算日について、委員からも御紹介いただきましたが、他府県が月1回と設定しているところですが、三重県では月2回としまして、事業者への入金までの期間短縮を図っ

てきております。

この紙クーポンは、商品券と同じようにできるなど取扱い面では使い勝手がよく大変好評ではありましたが、一方で、事業者にとりましては、紙クーポンの在庫管理や手計算での精算事務など行う必要があるなど、事務処理の負担が課題となっておりました。

このため、令和5年1月の全国旅行支援の制度変更を契機に、クーポンを電子化いたしまして、事業者の事務処理の負担軽減を図ってきたところでございます。

また、精算期間をさらに短縮するため、事業者からの請求から入金までの工程を精査いたしまして、これまで最長で精算日から入金まで1か月余りかかっていたものを3週間後に入金できる仕組みといたしました。なお、事務費につきましては、国の制度上、総予算の6分の1まで執行を認められておりますが、より多くの予算を旅行割引やクーポンなど事業費に充当できるよう事務費をなるべく抑制して執行してまいります。

具体的には、昨年10月から本年3月まで実施予定のおいでよ！みえ旅キャンペーンにつきましては、事業総額149億円のうち事務費を約11億円と予定しております。

今後、同様のクーポン事業を実施する際には、電子クーポンのメリットを活用し、利用者の利便性向上を図るとともに、事業者の意見を十分に聴き取った上、負担軽減に十分配慮した設計となるよう検討してまいります。

〔中尾洋一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（中尾洋一） 私のほうからは、みえ生活衛生サービスクーポン事業の制度設計についてお答えいたします。

当事業は、コロナ禍や物価高騰による県民の負担を軽減し、公衆衛生の確保を図るため、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、生活者支援を目的として実施しているところです。

クーポンが利用できる事業者は、県内の生活必需サービスを提供する理容室、美容室、クリーニング店及び公衆浴場の約6700施設のうち、本事業の趣

旨に賛同いただいた約1700施設となっています。

本事業のクーポンの形式を電子ではなく、紙としたのは、生活者支援の目的から、あくまで利用者の利便性を最優先に考え、あらゆる世代の方々に手軽に利用していただくためのものがございます。また、参加している事業者は小規模事業者も多く、電子クーポンとした際に生じ得る経費負担も考慮したものでございます。

なお、先行して同様の事業を実施していた徳島県においても同様の趣旨で紙クーポンを採用しておりました。

そして、参加事業者への支払い回数を期間中1回としたのは、クーポンをより多く発行できるよう、審査支払業務の委託経費をできる限り抑えるためであり、事業費に占める委託経費の割合は約11%となっております。

しかしながら、事業開始後、参加事業者からは複数回の支払いを求める声もいただいているというのも事実でございます。そのため、審査支払業務の委託先とも協議を行いました。が、人員の確保等が困難であることなどから実現には至りませんでした。

こうした反省も踏まえまして、クーポン事業に限らず、今後、様々な事業に取り組む際には、利用者ばかりではなく事業者にとってもより効果的かつ負担の少ない内容となるよう努めてまいりたいと思います。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） 今のお答えですと環境生活部が、大体、事業費を除いて80%、そして観光局が83%ぐらいを目指している。そして医療保健部は、88から89%ということございました。

当然ながら、事務費を減らすということは大切でございますので、そのことも必要なんです。ただ、今の医療保健部のお答えですと6700店舗中1700店ということは、半分に満たっていないということもありますので、事務経費も事務経費なんです。やはり参加される側の意向もある程度聞いていただきたいと思っております。

また、この三つの制度はおのおのの業態が違いますので、本来の決済の仕

方が違うと思います。最初の二つの業種の方は、どちらかというクレジットカードなんかは慣れておるとは思いますが、最後のクーポンの場合はほとんどが現金決済ということの中で、遅いということがあって、参加が少なかったと思われるので、その辺についても今後は考えていただければと思います。

今、そのようなお考えを聞きましたけれども、今、三重県には、部局横断的な事業を展開する部署としてデジタル社会推進局があるということですが、このようなクーポンの制度を構築するに当たって、どのような制度では事務費用がどれぐらいかかる、どれぐらいで済むとか、必要な視点についてデータベース化するとか、その目的、対象ごとに最適なシステムをつくる、ないし提案していくようなことは部局横断としてできないのでしょうか。そうすれば、今の三つのことも、おのおのいろんな観点からはあると思いますけれども、ある程度、横のつながりの中で、ブラッシュアップした制度になっていくと思われませんが、まず、デジタル社会推進局長のほうにお伺いしたいと思います。

○デジタル社会推進局長（三宅恒之） これまでもデジタル社会推進局におきましては、当初予算の要求時などにおきまして、各部局のシステムとかDX関連事業に対して、仕様書とかというものにつきましての支援、審査を行っておるところでございます。

例えばDX関連事業であれば、誰でも利用しやすい仕組みやサービスとなっているか、他県の事例調査等広く情報収集を行っているかなど、10の観点を各部局に示して、その観点到留意して事業の検討を促すというようなこととか、助言等を行うというところがございます。

今回、補正予算につきましては、各部局から御相談があった案件に対して支援しておるということで、一部、仕様書であったりとか、ウェブフォームの作成支援というところを行ったところがございます。

御指摘のとおり、クーポン制度に限らず事業の実施に当たっては、担当する部局において丁寧に意見を聴き取って、制度構築していくということでご

ございますけれども、そういうシステム構築に当たっての必要な観点や視点であるとか、よりよいシステムを担当部局に提案するなどという支援をしていくことにつきましては、デジタル社会推進局に求められている役割だと考えてございます。

ですので、今後は年度当初とか当初予算時に限らず、各部局の情報を入手して支援できるような仕組みをつくっていきたいと思っております。

それから、今後ともその担当部局と議論を重ねるとともに、国とか、ほかの自治体とか、民間における事例を研究して知見を積み上げていくということで、よりよい事業となるような支援をしたいと考えています。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） 分かりました。

それでは、せっかくデジタル社会推進局がございまして、そういうような形でおの部の部局を支えるような形で、来年度も事業をしていただきますようお願い申し上げたいと思います。

それでは、最後に、道路事業における歩道、自転車道の設置について、お伺いしたいと思います。

三重県自転車活用推進計画が令和2年3月に策定されました。その中で、「自転車の活用の推進に関する目標および実施すべき施策」として、目標1として「自転車を活用した地域の観光魅力づくり」、目標2として「サイクリススポーツの普及と自転車を活用した健康づくり」、目標3として「自転車を安全に安心して利用できるまちづくり」が示されています。

「自転車を安全に安心して利用できるまちづくり」には、「自転車の安全な利用を図るためには、自転車通行空間の整備のほか交通安全の取組推進等の環境整備が極めて重要となります」と書かれております。

そこでお伺いしますが、自転車を安全に安心して利用できるまちづくりという観点からすると、例えば、自転車道を車道と歩道の間に設置する、路肩を広くし、自転車が通行できるようにする、自転車も走行可能な歩道を設置する等のことが考えられると思っておりますけれども、自転車通行空間の整備につ

いて、どのように考えているのか、県土整備部長のほうにお伺いしたいと思います。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** それでは、自転車通行空間の整備の考え方について答弁いたします。

道路を新設、改築する場合には、安全かつ円滑な交通の確保のために、歩道や自転車道などを道路構造令に基づいて必要に応じて設置することとしております。

歩道、自転車道などの種類や設置の有無、その幅員については、歩行者、自転車、自動車それぞれの交通量を基本にして、沿道の立地状況など、地域の特性に応じて決定しております。

例えば、1日当たりの自動車交通量が4000台以上、自転車交通量が500台未満、歩行者数が500人未満の場合には、施設帯を含めて幅員3.5メートルの自転車歩行者道を地域の状況に応じて設置することとしております。

今後も自転車通行空間の整備に当たっては、歩行者、自転車、自動車の交通量及び地域の実情に応じて、各利用者が安全に通行できるような空間整備に努めてまいります。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○**34番（長田隆尚）** 交通量によって決定していくというような答弁であったかなと思います。

自動車につきましては、歩道の有無で総交通量がさほど変わらないと思いますけれども、自転車や歩行者は危険なので、歩道がない場合、別の道に迂回している場合もありまして、自転車通行空間の有無によって交通量は変わるのではないかなとも思われます。

例えば、新たなバイパスを計画する場合であったり、新たなバイパス近くに学校があったりしたような場合、完成時に、その新たな道路が通学路になることも想定されます。

バイパス完成前は、現道が通学路として危険なため、あえて現道を避けて

遠回りしていた通学路を設定している場合もあり得ると思います。その場合、新たなバイパスの自転車や歩行者の交通量の算定は難しいと思うのですが、そのような将来推計といたしますか、そのような観点で、道路、歩道を整備していくということではできないのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○**県土整備部長（若尾将徳）** 議員御指摘のとおり、バイパスを新設する場合は、そこに歩行者、自転車はいませんので、どう推計するかということでもありますけれども、基本的には変更する現道など既存の道路ネットワークから推計して、それらの自転車、歩行者の交通量を基に設計、交通量を算定していますけれども、計画するバイパスの近くに、学校がある場合は、バイパス供用後の通学路指定の見込みについて学校へ聞き取り調査を行って、通学する児童生徒の人数を考慮して、設計交通量を算定しております。

引き続き、新設道路の歩道や自転車歩行者道などの整備については、学校など周辺施設の利用状況を確認しながら、道路利用者の安全が確保されるよう努めてまいります。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○**34番（長田隆尚）** ありがとうございます。

やっぱり道路といたしますのは、先ほども自転車の方針もありましたが、車が通ると同時に自転車も通ってまいります。これはマナーの問題ですけれども、自転車でなかなか無灯火の場合であったり、あるいは暗くて分かりにくかったりする場合があります。だんだん予算の関係等もありまして、なかなか新しく歩道を造るときに、そこを全て自転車を通れる歩道にしるとか、あるいは路肩を広げて、路肩の中で安心して自転車が走れるようにするとかのことも考えながら、自転車の安全も考えていただければと思います。

実際、そうは申し上げましても、路肩の狭い道路につきましては、特に梅雨時なんかは、現在の除草対策の頻度では、草が生えてきて、草にからまって自転車が通れなくて、結果として車道の真ん中を自転車が通行するような場合もあります。また、本来、縁石には草が生えないはずなんですけど、縁石の周りに土砂がたまることによって、そこに草が生えているような場合もあ

ります。どうも聞いておりますと、本来、縁石の周り、土砂がないところには、草を刈る対策は今までないということなのですが、その辺の方向について、土砂を取っていったりするような方向性もあるのか、次にお伺いしたいと思えます。

○**県土整備部長（若尾将徳）** そういった路肩において、草が生えていたり、土砂がたまっていたりということで、交通安全上問題がある場合は、しっかりそういったところを取り除きながら、歩行者、自転車の交通安全も確保しながら、道路の維持管理に努めていきたいと考えております。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○**34番（長田隆尚）** どうもありがとうございました。

時間になってまいりましたが、今やはりいろんなところで聞いておりますと、草刈りの対象となっていないところ、先ほど申し上げた、本来、土がたまらないのに土がたまっていて、結果として草が生えている。当然ながら、そこが草刈りの対象になっていないという箇所での草による事故もあるということですので、その辺のところは、保全のほうでも結構ですので臨機応変に対応いただきまして、自転車が安心して通れる歩道、道路を造っていただきますことをお願い申し上げまして、終わらせていただきたいと思えます。ありがとうございました。（拍手）

○**副議長（藤田宜三）** 以上で、各会派の代表による県政に対する質問を終了いたします。

休

憩

○**副議長（藤田宜三）** 暫時休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後2時50分開議

開 議

○副議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 疑

○副議長（藤田宜三） 日程第2、議案第3号から議案第50号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。25番 杉本熊野議員。

〔25番 杉本熊野議員登壇・拍手〕

○25番（杉本熊野） 津市選挙区選出、新政みえの杉本熊野です。

議案第4号、令和5年度三重県一般会計予算、国児学園寮舎の建て替えについて、質疑をいたします。

午前中の代表質問への答弁で、一見知事は国児学園を訪れ、親と離れて暮らす子どもの暮らす場がこんなに古いのか、涙が出そうになりました、と答弁され、オレンジリボンの紹介をされました。

今、国児学園の子どもの90%は、被虐待や発達に障がいがあるなど育ちに困難を抱える子どもたちであります。そこに思いを寄せておられる知事の姿勢に心より賛同し、共に推進していけるよう質疑をさせていただきます。

令和3年12月の予算決算常任委員会総括的質疑で、私は、国児学園の老朽化の問題を取り上げ、小手先の改修ではなく、計画的な建て替えについて質疑しました。

部長からは、改築を検討する必要があることは認識しており、令和4年度中に、寮の運営方法、施設の役割や機能についても、併せて総合的に検討していきたいとの答弁がありました。

今年度、検討が進められ、今回の令和5年度当初予算に、寮舎の建て替えに向けた調査・設計等の予算が盛り込まれております。寮は、第1寮から第6寮まで、全部で6寮あります。この六つの寮をどのように建て替えていくのか、来年度の調査・設計等の予算額はどのくらいかをお聞かせください。

○子ども・福祉部長（中村徳久） 国児学園建て替えに向けたスケジュールに

についてお答えします。

国児学園については、議員御紹介のとおり、寮舎が6棟ありまして、平均で築40年以上、最も古いもので築54年となっております、老朽化が進んでおります。

また、児童の生活する居室は相部屋になっておりまして、プライバシーの確保に課題があるとともに、近年では、新型コロナへの対応など感染防止対策が取りづらいという課題も顕在化していたところでございます。こうしたことから、こうした課題に対して入所する子どもの生活環境を改善するため、寮舎を建て替えるということにいたしました。

建て替えのスケジュールについては、現在、六つある寮舎のうち、常時子どもが使っているのが3寮ありますので、現寮舎6寮を順次解体しまして、新たに3寮に再編、整備する予定であります。期間は令和5年度から令和11年度としており、7年間かけて整備を進めていきます。令和5年度は、建て替えに向けた調査・設計を行うこととしています。

また、建て替え工事は、1棟ずつ解体・新築するような形を取りまして、段階的に進めることで子どもの生活への影響とか学園の運営に支障が出ないように最大限配慮をして進めていきたいと考えております。

予算額については、すみません、ちょっと今、手元に数字がないのですが、後でまた正確な額はお知らせします。

[25番 杉本熊野議員登壇]

○25番(杉本熊野) 三つの寮に再編して、7年間で建て替えていくという御答弁でありました。

今、在籍する児童数は20人前後なんですけれども、2000年頃は6寮を全部使っておられました。5寮と代行寮が1寮ということで。その頃は40人前後の在籍児童数でありました。今は3寮、20人前後であります。

建て替えについてはしっかりと進めていただきたいんですけれども、私は、今の在籍児童数が本当に児童自立支援を必要とする子どものニーズに合っているのかということは、前々から申し上げております。こういったことの相

談、そして事例は増えているのに、入所する児童数は2000年の半分であります。3寮です。

昨年の中山前部長の答弁でも、夫婦が住み込みで入所の子どもたちと同じ寮の中で生活を共にする夫婦小舎制で、働くことを希望する職員が減ってきているという背景があつて、その職員の採用が困難になってきている実態があり、検討のときに、運営体制の検討も含めて建て替えを考える必要があると答弁されました。

私は、この夫婦小舎制、3寮を残すということは残していただきたいし、建て替えは本当にしっかりやっていただきたいんですが、それだけでいいとは私は考えておりません。

なので、昨年度答弁された運営体制のこと、具体的には、交代制の導入も今後検討を視野に入れているのかどうか。そのことと、もう一つ、普通教室のある本館、特別教室棟は、実は、1961年、築60年経過しております。寮のほうは、先ほど、最も古いものが54年たっているということでしたけれども、教育に関わる本館は60年以上経過しております。この本館の建て替えについての検討状況はいかがでしょうか。2点お願いします。

○子ども・福祉部長（中村徳久） まず、来年度の予算について、知事より資料を頂きましたので、設計関係が約1700万円程度、寮舎全体の概算の整備費が11億円となっております。

次に、今の夫婦小舎制を交代制に変えるとか運営体制についてどう考えるかということなんですけど、今、社会的養護の流れは、なるべく家庭的な環境で養護をとという方向になっておりまして、私も可能な限りは夫婦小舎制を維持しながら、より家庭的な環境で生活できる、そういう環境をつくっていきたいと思っておりますし、国児学園の運営に携わる職員も同じ思いであります。ただ、おっしゃるようになかなか家族で寮を持って、住み込みで運営するというのも、職員採用も難しくなっているというのも事実であります。寮舎の建て替えに当たりましては、夫婦小舎制であっても、後々交代制に変わるようなことがあつても、柔軟に使えるような形態で、融通の利く

ような、そういう整備で考えていきたいと考えております。

続きまして、国児学園の本館部分なんですけど、おっしゃるように学校のほうは、津市立栗真小学校と一身田中学校の分校が併設されておりまして、入所する子どもたちが教育を受ける場となっております。

おっしゃるように本館は昭和39年の建築ということで、60年程度が経過しておりまして、こちらも老朽化しております。また、教室のほうなんですけど、小学校の低学年も受け入れたり、あと集団になじめない子どもの対応などもあって、教室数が不足しているという課題も出てきております。

こういうことから、施設整備の必要性についても十分認識しているところなんですけど、まずはやっぱり日常生活の場である寮舎のほうを優先していきたいと考えているところです。

今後は、子どもの学年構成であるとか、入ってくる子どもの特性も踏まえて、市であるとか教育委員会ともしっかり議論しながら、こういった形が子どもにとって一番よい環境になるか、そのことについてしっかり検討していきたいと思っております。

[25番 杉本熊野議員登壇]

○25番（杉本熊野） 夫婦小舎制ではあるけれども、運営体制については、交代制が一部導入できるような形で、柔軟に対応できるようなものにしていきたいということでしたので、そのところについては理解させていただきました。

現在、全国58の児童自立支援施設のうち夫婦小舎制は18、交代制が40であります。夫婦小舎制の重要度というか価値は、十分に私も賛同するところですが、やっぱりこういった施設を必要とする子どもがもつというのを踏まえると、そればかりに頼り切れるものではないのではないかと考えておりますので、その辺りの運営体制については、今後も検討を深めていただきますとともに、高校生寮の検討もぜひお願いしたいと思っております。

高校生、今1人、本当に僅かな子が、そこから高校に通っておりますけれども、全国には、児童自立支援施設に13か所程度の高校生寮がございます。

先日の新聞記事で、児童養護施設などを退所後に生活に行き詰まり、自ら命を絶つ若者がいるという記事がありましたけれども、やっぱり施設を終わった、退所した後をどうしていくかというところが、児童養護施設も含めて本当にこれからの課題ですので、国児学園もその辺りの検討をお願いして、そのことが今後の建て替えの検討の項目に上がってくること、これは強く要望させていただきたいと思っております。

それから、学校の建て替えでございますけれども、必要性は認識しているけれどもで終わったのですが、ぜひ検討をお願いしたいと思います。60年以上たっております。2000年の津市との覚書では、学校の施設等の維持及び修繕に係る費用については、公の負担、県の負担と覚書はなっておりますので、ぜひ、ここは津市とも連携していただいて、早急な建て替えの検討をしていただくことをお願いしたいと思います。

最後に、知事、ペーパーを部長に渡されたぐらいこの件については十分に御理解を深めていただいていると思っておりますので、さらに、私、突っ込んで質疑をさせていただきましたので、改めて思いを聞かせていただければと思います。

○知事（一見勝之） 国児学園、去年行かせていただいて、これは建て替えをせないかんということで担当部に話をし、そして総務部もそれを認めましようということで建て替えをするということになりました。

お伺いしたときに、寮担当の職員、御夫婦3組であります。全ての方にお会いできたわけではないんですけども、本当に子どもたちのことを考えて一生懸命やっていたいました。そういう人たちの思い、また、議員が以前も議会で御質問いただいた、そういった思いにしっかり応えていくことが、我々執行部の務めであると思っております。

校舎についても、県財政は厳しいところがございますけれども、今後、関係部局としっかりと話をしながら、検討を進めていきたいと考えているところでございます。いずれにしても、三重県の子どものためにしっかりと頑張ってまいります。

[25番 杉本熊野議員登壇]

○25番（杉本熊野） ありがとうございます。

本館のほうも検討を進めてまいりたいという御答弁をいただきました。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○副議長（藤田宜三） 20番 山本里香議員。

[20番 山本里香議員登壇・拍手]

○20番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。

来年度の一般会計当初予算について、質疑をしたいと思います。

その前に、トルコ・シリアの地震がありました。大変な被害が出ております。亡くなられた方もあるし、本当に痛ましいことです。まだまだ瓦礫の中にあるだろう方々が、どんな姿であっても家族の元へ戻られるということを切に望んでいます。

それから言えば、三重県の南海トラフ地震から県民を保護するということは大事なことだと思います。それらたくさんの危機がほかにもあります。原発再稼働や新設へ向かう中での県民の保護、また、先日来、自衛隊のオスプレイが明野基地に飛んできておりますけれども、それらのことに対する危機、そして、また新型コロナや物価高、原油高の中で命の危機やそしてまた暮らしの危機があります。そして、今、国児学園のお話もありましたけれども、育ちの危機、心の危機とたくさんの危機が山積する中で、来年度の一般会計当初予算の中に、国民保護対策費ということで、国防の危機という形で、これが国民保護計画から法定受託事務として設置されていると思いますが、そのことについてお伺いしたいと思います。

国民保護訓練の実施と三重県国民保護計画等の所要の見直しを行うと記述されています。

岸田首相が、昨年12月に、歴代自民党政権が敵基地攻撃能力の保有は憲法の趣旨ではないとの立場をこれまで堅持してきたものを国民的論議もなく180度転換して、閣議決定のみで敵基地攻撃能力保有を決定してしまいました。そして、さらにそのときに岸田首相は、国家安全保障戦略など防衛3文

書に触れて、避難施設の確保を含む国民保護の在り方は議論しなければならない重要な課題だと強調されています。

こういった重大な転換があるわけなんです、ここに記述されている三重県国民保護計画等の所要の見直し、これはどういうことなのか、そういうことはあるのか、また、来年度の訓練の内容はどのようなになるのか、お伺いしたいと思います。

○防災対策部長（山本英樹） それでは、国民保護訓練の内容と県国民保護計画の見直しについてお答えいたします。

まず、本県における国民保護訓練のこれまでの実施状況でございますが、平成19年度以降、主にテロを想定した訓練を実施してきておりまして、今年度も先月1月31日に、大規模テロを想定した実動及び図上訓練を国、亀山市、関係機関と連携し実施しましたところでございます。

来年度は、昨今の北朝鮮による相次ぐミサイル発射やロシアによるウクライナ侵攻などの国際情勢を踏まえまして、ミサイル攻撃を想定した図上訓練を実施するとともに、県民にミサイル発射時の避難行動の理解を促進するための住民避難訓練を実施したいと考えてございます。

これまで本県においては、住民避難訓練を平成29年度に一度実施したものの、その後、北朝鮮との対話ムードが高まる中で、国の方針に合わせ、訓練の実施を見合わせてきたところでございます。しかし、今般の世界情勢の中で、国から訓練再開の方針が示されたことを受け、県としても実施することといたしました。

いずれの訓練につきましても、具体的な訓練の内容につきましては、今後、国や市町の意見も伺いながら検討してまいりたいと考えてございます。

次に、国民保護計画の見直しについてでございます。

もとより都道府県の国民保護計画は、法において国が定める国民の保護に関する基本指針に基づき作成するものとされておりまして、その国の基本指針が改正された場合には、県はそれに合わせて、遅滞なく県国民保護計画を変更する必要がございます。

このため、今回、国の基本指針等の改正に対応するための予算として、諮問機関である国民保護協議会の開催に係る費用等を計上させていただいたのでございます。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） これまで、テロ対策を中心とした国民保護訓練が主に行われて、毎年行われてきています。平成20年度から毎年行われてきていて、平成29年には、榊原小学校を中心として、このときは、それこそ武力攻撃に備えた、ミサイル攻撃に備えたという訓練がありまして、そのときに、私もいろいろと御意見をさせていただいたことがありました。そしてその後、緊張関係が少し緩まっていたということもあってか、テロ対策ということに重きを置かれた訓練が続いておりました。今のお話では、来年度は、今のこの状況の中で、ミサイル攻撃に対応するというのを計画されているということのようです。

ロシアとウクライナとの長引く戦闘状態であるとか、台湾に対する中国の軍事的脅威の威嚇の強化であるとか、そしてまた、その一方で米国による台湾問題への軍事的関与の強化、そして日本政府が米国に追随すること、追従することをあからさまにするような状況が出てきて、岸田政権の防衛3文書改定による敵基地攻撃能力保有の決定があり、そして日米や韓米の合同訓練の強化が、今、本当に進んできているので、県民の皆さん、国民の皆さんは大変な不安を覚えているんだろうと思います。

加えて、先ほども部長からお話がありましたが、昨日も早朝に北朝鮮から弾道ミサイル2発が発射されて、いずれも日本の排他的経済水域の外側に落下したものと見られると防衛省の発表でした。威嚇のためにしているわけですから、そこにもし航行する船がいたら大変なことになっていた、それは大変危険なことですけれども、直接的には、これは威嚇というレベルなんだと思います。許されないことだとは思いますが。

その状況から見ても、去年は過去最高の37回にわたり、73発のミサイル射撃があったと言われておりますので、まず断じて許されないことだというこ

とを強く抗議するとともに、こういったことも相まって、大変緊張感とか不安が高まっているという状況、そして、この今まで行われた国民保護訓練が新しい局面に展開されてきているということ、今、確認させていただきましたが、実は、これ（資料を示す）前回、ミサイル攻撃を想定した避難訓練をしたときに出された文書です。建物の中に落ち着いて避難、地下に避難、物陰に身を隠す、地面に伏せる、窓から離れる、窓のない部屋に移動する、こういうようなことがそのとき言われまして、こういうプリントなどが配られて、訓練がなされたと聞いております。

Jアラートで知らせがあつて、避難を指示する方法で、今まで、前回はされましたけれども、10分ぐらいかかるんだそうですね、これのいろいろな対応で、発信されるまでにと聞いていますけれども、そういうことで、こういった想定訓練が実質的に本当に功を奏したものの、実態に即したものになっているのか。また、こういった形で屋外にいる場合に避難しなさい、建物の地下かとかいうようなことなんですけれども、この間、先日、与那国島で、役場の職員の方がこういった訓練のときに、ミサイルがもし着弾すれば、木っ端みじんになるというような状況、どこに来るかもありますけれども、そういう中で机の下に潜んでお仕事、職務をされている光景もニュースで見させていただいたりしました。榊原小学校のときは、子どもたちが机の下に隠れていたのを見たことを覚えていますけれども、こういった訓練が、本当に想定の中であり得ることなのか。

また、来年度、この訓練や見直しとともに、緊急一時避難施設の指定を進める準備がこの中にあると聞いています。昨日の赤嶺政賢議員の国会論戦の中で、この緊急一時避難施設というのは、大変強固な場所を確保するということで、今、指定を進めている、準備するわけなんですけれども、これは抗堪性の保持のためという形のものだそうで、一般の私たち住民が避難することのための想定ではどうもないような答弁が出てきています。この抗堪性というのは自衛隊用語で言いますと、主要な装備品、司令部を防御して粘り強く戦うための、周囲のあらゆるものが破壊されても司令部が生き残る、そし

で戦争を継続できるようにするものであることという説明があるようなので
すね。

こういったことが、この訓練なんですけれども、それはやっぱり一般的には
備えあれば憂いなしという言葉はよくありますけれども、こういった訓練
を今していくことが、戦争やミサイルの恐怖をあおり立てて、今まさに戦時
下なのだというようなイメージをつくってしまうことになりはしないかとい
うことを大変危惧しておりますけれども、知事、こういったことの陣頭指揮
に立たれることになると思いますし、緊張関係のあるところでお仕事もされ
ていたと思うんですけれども、住民の感情をあおってしまうという、不安を
あおることについてどうお考えか、お伺いしたいと思います。

○知事（一見勝之） 「治にいて乱を忘れず」というのは、易経にある孔子の
言葉であります。

いたずらに住民の不安をあおるということは、これは厳に控えるべきであ
ると思いますが、今、日本を取り巻く安全保障環境を考えたときに、訓練す
るということがいたずらに不安をあおることになるのかどうか、甚だ疑問で
ございます。

間もなく1年になろうとしますけれども、昨年2月、ロシアはウクライ
ナに侵攻しました。侵攻するとは誰も思っていませんでした。それがこうい
う状況になっている。したがって、今、台湾海峡問題も現実に起こるんじ
ゃないかということが、様々な場所で言われております。現に、私も先日、自
分の実家へ帰ったときに、同級生から、三重県は地下街ないけど大丈夫かな
という話を、こちらから話を振ったわけでもなく話が出てきました。そうい
う心配をみんなしているということです。

先ほど北朝鮮のミサイルの話もございました。2月20日はE E Z外に飛ん
だんですけど、2月18日土曜日は、I C B M級のミサイルが日本のE E Z内
に落ちただろうと推定されています。また、それ以外にも、中国の気球が飛
んできたということが明らかになってきたり、あるいは無人島の購入につい
ても取り沙汰をされているところでございます。様々な事態が起こり得る、

何が起ころうとおかしくないというのが、今の様子ではないかなと思います。かつて地下鉄サリン事件も、これは外国からの攻撃ではありませんけれども、1995年3月に起こっています。あらゆる事態に備えておき、県民の命と安全を守るというのが我々行政に課された使命であると考えています。事態がどのように進んでくるか分かりません。

先ほど与那国島の話をされましたけれども、与那国島に私も2回ほど行ったことがありますけど、台湾はもう指呼の間です。台湾で何かが起これば、与那国島へ影響が出てくる。重要影響事態となり、存立危機事態となる可能性もあります。さらには、武力攻撃事態になる可能性、そうは考えたくはないんですけれども、あらゆる点を考えて、県民の命を守るために対応していきたいと考えているところでございます。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） 様々な危機がある中で、本当に県民の命を守っていくのは行政の責任だと思います。

そして、今の国民保護に関わる訓練等のことですが、今、様々な危機の他国からの武力的な威嚇、威嚇のし合いをするということになっていきますと、これこそ本当に何か間違っていて、一つ本当になってしまったらえらいことだというのはよく分かりますけれども、それだからこそ、威嚇のし合いをすることこそをやめさせなければいけない、やめていかなければいけない、威嚇に威嚇で、武力増強とかで対応しては何もならないと思います。

戦争は、自然災害とはもちろん違いますので、国民保護という言葉、この言葉を使って保護という言葉は大変広い意味ですので、地震や津波などの自然災害と戦争を混同させるようなまやかしがここには働くのではないかと私は心配しているわけです。

地震については、余震はあって、数回の揺れはあるとは言われますけれども、基本的に災害は一度で地域も限定されるし、しかし、戦争というのはこれは始まったら、どこへ逃げるかということもできないような、想定もできないような、本当に続くようなものであるということは、今のロシアとウク

ライナの状況を見ている私達は知っているわけです。

威嚇合戦は本当に大変問題があるということと、国民保護計画の中で、国民保護のための訓練の内容のところで、武力攻撃事態を想定したものがどういふものかということの指針が書かれているのが幾つかあるんですけども、それを読ませていただいても、全く何を対応したら助けられるかということが読み取れないような、五つ書かれておるんですけども、ないわけです。

弾道ミサイル攻撃の場合、事前に察知できても攻撃目標を特定することが極めて困難。

○副議長（藤田宜三） 申合せの時間が経過いたしましたので、速やかに終結願います。

○20番（山本里香） こういうような中で、訓練は大変非科学的だと思っております。十分に考えていただいて対応していただきたいと思っております。終わります。（拍手）

○副議長（藤田宜三） 21番 稲森稔尚議員。

〔21番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○21番（稲森稔尚） お疲れさまです。

伊賀市選挙区選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。どうぞよろしくお願ひいたします。

議案第4号、令和5年度一般会計予算のうち、みえの出逢い支援事業、いわゆる官製婚活について質疑をいたします。

新たに結婚応援サポーターを養成し、引き合わせに取り組むとともに、企業が主体になったグループごとの結婚支援を促進、マッチングアプリ等の婚活サービスの効果的な利用に関する周知・啓発などに取り組むとのこと。

まず、これらの事業はより多くの県民の公益にかない、より多くの県民に開かれたものであるか。あらゆる公共政策の立案に一貫していなければならないのは、基本的人権と多様性の尊重という価値が担保されているかどうか。婚活については、既に市場化されている民間サービスを個人の自由な意思に基づいて受益者負担で行うべきであって、今まで以上に行政が関与する必要

があるかどうかという点において、公共性を欠いた政策であると思っています。

結婚をすることも、結婚しないという自己決定も同等に尊重されなければなりません。地域や職場の中で、出会いや結婚というプライベートに踏み込まれること自体がハラスメントであると受け止める人も少なくないはずですが。

さらに、県の人口減少対策方針の策定に向けた検討状況の中にも、自然減対策の上位にあるモニタリング指標には、合計特殊出生率の向上がうたわれています。つまり、子どもを産めということが最重要視されていることにひもづいているのがこの官製婚活です。したがって、男女二元論、異性愛規範を前提としていることから、性的マイノリティー当事者は排除され、子どもを産むことができない人や一定年齢を超えた女性などが軽んじられていくおそれがあります。

そこで、結婚や子どもを産むという生殖に関わる個人の最も高度な自己決定に対して県が関与する官製婚活を行う意図について説明を求めます。

○子ども・福祉部長（中村徳久） 結婚する、しないというのは、本当に個人の価値観に関わる問題でありまして、一人ひとりの考えを尊重するというのは大前提になると私も思っております。結婚支援の取組は、様々な価値観や事情を持つ方に十分配慮した上で進めるということで、一貫して進め、取り組んでいきたいと思っております。

その中で、公が、行政に関わる部分なんですけど、いろんな独身の方への結婚の調査をした中では、やっぱりなぜ結婚しないのかというと、出会いがないとか、理想の相手に出会えていないというような答えが、割合が高い現状があります。そうした中で、県としては、結婚を希望する方の希望に沿えるような形で事業を進めるということで、このような取組をしております。

また、県のほうでは、令和3年からみえ出逢いサポートセンターのほうで市町とも協力しながら、いろんな婚活イベントもやっているんですけど、その中で、やっぱり一旦イベントでカップルになったけど、その後の進展がなかなか進まないとか、さらにサポートをというようなこともあります。そう

いう中で、そういう部分についても充実していけたらと考えております。

あと、マッチングアプリとかオンラインを活用した婚活なんですけど、これについては、おっしゃるようにどんどん特に若い人の利用が増えているという現状があります。ただ一方で、使い方で、しっかりその特性を理解して使わんと、いろんな中でだまされたりとか怖い目に遭ったりというような事案も発生している、トラブルもあるというのも聞いていますので、そういうふうに安全に使ってもらう、そういう使い方についてもしっかり啓発していきたいと考えております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 希望とか一人ひとりの価値観を尊重するとかということが、もう全く薄っぺらい答弁だと僕は思いました。それはなぜならば、少子化対策課とずっとやり取りをしていて、このことを全く理解されていないというやり取りがずっと繰り返されてきたからです。

県は、2019年の2月に、多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドラインを策定しました。その中で、職員としての姿勢・行動6か条が定められています。一部引用しますが、各自の担当業務においてLGBT等の当事者が抱える（おそれも含めて）困難を知り、行政としての課題を整理し、どう対応していくかということを各担当ごとに考えていかなければいけないということがうたわれています。

また、同じく県が発行している企業向けのガイドブックでは、企業向けの調査結果として、企業内で性的マイノリティー当事者の存在を70%が認識していないということ、また、職場の中で性的マイノリティーの当事者の80%を超える人がカミングアウトできていないという現状があります。どこに当事者がいるか分からないという現状がある中で、有無を問わず当事者がいるということを念頭に置いた職場環境をつくってくださいということを県自らが企業に対して求めているわけです。

今回は、特に職場の中で婚活を推進するということですが、性的マイノリティーの当事者の方は、多くはカミングアウトできずに、出会いや結

婚の話題になると、自らのセクシュアリティがばれないように話を合わせたとか、あるいは不自然で何か冷や冷やしたというような経験をお聞きしてきました。

皆さんは本当に無邪気に、よかれと思ってこういうことを多分やられているんだらうと思うんですけども、出会いや結婚や妊娠や出産ということを行政が強調するあまり様々な人が働きづらくなっていないかどうか、この三重県で暮らしづらく、生きづらくなってしまいう政策であるというような懸念はないのでしょうか。冒頭申し上げたとおり、行政が関与する公共政策である以上、人権、多様性という視点を基礎としての政策立案が求められています。

このような視点で、子ども・福祉部は人権やダイバーシティを所管する環境生活部とこれまで協議を行ってきたのかどうか、お伺いします。

○子ども・福祉部長（中村徳久） 議員から紹介のありました、多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン、これを私どもも頂いて参考にしながら進めております。

〔「していない、していない」と呼ぶ者あり〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） おっしゃるように新たにみえ出逢いサポートセンター事業を拡充するに当たっては、今後、担当部間でしっかり相談しながら進めていけたらと思っております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） そこ、誤魔化さないで。これからやっていくと、僕が言ったから気がついてやっていくんでしょう。今まで、こんなんばらばら見たことありますと少子化対策課長が言っていましたよ。協議したんですか、していないんですか、どっちですか。

今まで、県が多様性とかダイバーシティとか人権政策とか積み上げてきたものと相入れないやり方じゃないですか。企業という、職場という箱の中で、コップの中で、こういうことをやられたら怖いという思いをする人はいませんか。

部長どうですか、これまで検討していないでしょう、協議していないでしょう。

○子ども・福祉部長（中村徳久） 子ども・福祉部のほうでも、いろんなライフプラン教育とかをやりながら、いろんなこと、性のこととか教育もやっております。その中でLGBTのことも広く周知してやっているということで、これまでも一緒に取り組んできたという認識はあります。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） いや、この予算を上げてくるに当たって、環境生活部と、ダイバーシティ社会推進課や人権課と協議していないんですよ。

○子ども・福祉部長（中村徳久） 公式な場を設けての協議はしておりません。

〔「していないじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） だから、こういう未成熟な。一番大事なところですよ。さっき午前中も代表質問で人権に配慮するとか簡単に言うけれども、職員ガイドライン、皆さん自体が理解していないのに、こんな政策つくれるはずがないじゃないですか。こういう未成熟なものを提出してくること自体が僕はおかしいと思っています。

もう一つ伺いますけれども、県のみえ出逢いサポートセンターのホームページにいろんな婚活のイベントを紹介していただいています。

その中で、男女で料金設定の差を設けているもの、あるいは男女で対象年齢の差をつけているもの、これは合計特殊出生率というものにひもづいている少子化対策であるならば、やはり子どもを産むかどうかというところで価値というのを見極められているのではないかと、あるいは女性のエンパワーメントというのがそがれているのではないかと、あるいは女性のみえ出逢いサポートセンターとして周知しているイベント中の状況というのはどうなっているのでしょうか。また、そのことに対する県の見解も伺います。

○子ども・福祉部長（中村徳久） みえ出逢いサポートセンターで県が市町と共に実施するイベントについては令和3年から実施しておりますけど、その

イベントについては、年齢の差を設けたりとかの事例は1件もございません。

あと、言われるように、民間とか団体がする婚活イベントを広く知ってもらうということで出しております。その中では、議員御指摘のとおり男女で参加費に差があるものとか、年齢に差を設けているものもございます。こういうものについては、合理的な説明ができないものについては、やはり見直すべきであると私も思っております。また、そういうものについては、掲載についても考えていく必要があるのかなと思っております。

ただ、言うように、どういうものが、どういう線で仕分をするかというのは、いろいろはっきりしない部分もありますので、関係者としてしっかりこれから議論しながら、どういうラインがいいかというようなことも検討していけたらと思っております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） とは言いますが、今現在もこれはホームページで周知されているんですよね。その基準が説明できるかどうかというものを、今、見直すと安易におっしゃいますけれども、本当に全く準備も覚悟もせずさん、そんな官製婚活は、やっぱりいろんな人を生きづらくしてしまいます。いろんな人を追い込んでしまいます。

そんなことよりも、やっぱり行政がやるべきことは、結婚せいか子どもを産めという前に、その外堀、どうやったら若者の経済基盤をもっと支えていけるとか子育て環境をよりよくしていくかということに注力していくべきだと思うんですね。

子ども医療費の拡充をするということを多分おっしゃるのかなとも思うんですけども、あれももう既に市町が率先してやっているようなことです。

私たちの伊賀市も、この令和5年度の新年度予算では、婚活事業を全部、市長の判断でカットしたと、昨日、実はお聞きしてきました。その代わりに伊賀市がやることは、小・中学校の学校給食を無償化するとか、そういう方向にかじを切らなければいけないようになってきていると伺いました。

今、何か少子化対策の元年だということを突然昨年言われて、この婚活と

いうことを目玉で、今回打ち出されましたけれども、出会い支援というのを打ち出されましたけれども、もう既にずーっとこういうことがやられてきて、いろんな課題とかも見えているはずなのに、そういうことを一切検証せずに、庁内で人権とかダイバーシティとかということを検討せずに進めてきたということは、これは、こういう事業というのは進めてはならないと思いますけれども、知事の御所見をお伺いしたいと思います。

○知事（一見勝之） 少子化対策元年ではなくて人口減少対策元年ということなのですが、愛知県とか岐阜県も人口減少対策を掲げて来年度からやるということですので、各自治体が皆さんそういった方向で動いてきておると、国全体も次元の異なる少子化対策をやると言っております。

三重県はそれに先んじているということだとは思いますが、例えばマッチングサイトの運営なんかは29の都道府県がやっている。三重県はこれやっていません。結婚支援ボランティアの活用も25都道府県がやっている。そういったものに鑑みて、我々もあらゆる施策を講じて、子ども施策、子育て施策をやっていこうよ、ということでもあります。

関係部局におきまして、調整を公式にはやっていないと先ほど部長が申し上げましたけど、当然、我々としてはこういうものやっているとやっているわけですから、担当部局はこれを聞いているわけでございます。公式にやる必要があればやるということでもあります。

その上で、生きづらい人がいたときに、どういう形でその生きづらさがなくなるのかということを考えていくのも我々の大事な仕事であると考えています。

ですから、やり方の問題であると考えておりますので、どういうやり方があり得るのか、これからしっかりと対応していきたいと考えているところであります。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 本心に政策の中身が未成熟で人権とか多様性ということが全く欠落している政策立案能力の不足だと思えます。

こういう事業は、どこどこのカルト団体がやっているような合同結婚式の思想と変わらないものに通じると僕は思いますよ。そういうことを申し上げて、こういうことは行うべきではないということを申し上げて、質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（藤田宜三） 以上で議案第3号から議案第50号までにに関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○副議長（藤田宜三） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号から議案第50号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤田宜三） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会

議案番号	件 名
23	三重県部制条例の一部を改正する条例案
25	三重県職員定数条例の一部を改正する条例案
41	包括外部監査契約について

戦略企画雇用経済常任委員会

議案番号	件 名
50	三重県新エネルギービジョンの改定について

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件名
24	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
40	特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例を廃止する条例案

医療保健子ども福祉病院常任委員会

議案番号	件名
30	三重県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例案
38	三重県病院事業条例の一部を改正する条例案
49	第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2023 - 2026）の策定について

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件名
21	三重県特定都市河川浸水被害対策法施行条例案
31	三重県流域下水道条例の一部を改正する条例案
32	三重県建築基準条例及び三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例案
33	三重県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例案
34	三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県営住宅条例の一部を改正する条例案
37	三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
45	損害賠償の額の決定及び和解について

46	損害賠償の額の決定及び和解について
48	和解について

教育警察常任委員会

議案番号	件名
22	博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
35	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案
36	三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例案
47	損害賠償の額の決定及び和解について

予算決算常任委員会

議案番号	件名
3	令和4年度三重県一般会計補正予算（第10号）
4	令和5年度三重県一般会計予算
5	令和5年度三重県債管理特別会計予算
6	令和5年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算
7	令和5年度三重県国民健康保険事業特別会計予算
8	令和5年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
9	令和5年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算
10	令和5年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算

1 1	令和5年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算
1 2	令和5年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
1 3	令和5年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算
1 4	令和5年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算
1 5	令和5年度三重県港湾整備事業特別会計予算
1 6	令和5年度三重県水道事業会計予算
1 7	令和5年度三重県工業用水道事業会計予算
1 8	令和5年度三重県病院事業会計予算
1 9	令和5年度三重県流域下水道事業会計予算
2 0	三重県退職手当基金条例案
2 6	三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例の一部を改正する条例案
2 7	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
2 8	三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案
2 9	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案
3 9	三重県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例案
4 2	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
4 3	国営青蓮寺用土地改良事業に係る償還に対する市町の負担について
4 4	土木関係建設事業に対する市町の負担について

先議議案の審査期限

○副議長（藤田宜三） この際、お諮りいたします。

議案第3号は先議いたしたいので、会議規則第36条第1項の規定により、2月27日までに審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤田宜三） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（藤田宜三） お諮りいたします。明22日及び23日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤田宜三） 御異議なしと認め、明22日及び23日は休会することに決定いたしました。

2月24日は定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（藤田宜三） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時38分散会